

# 社会福祉法人の会計監査人に関する アンケート結果

令和元年 8 月 3 0 日

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

# 1. 社会福祉法人の会計監査に関する 第1次アンケート調査の結果

## 第1次アンケートの実施状況の概要 1/4

### ◆ 第1次アンケートの実施期間、対象法人

実施期間：平成30年11月2日（金）から平成30年11月19日（月）

対象法人：平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査において、平成29年度に公認会計士又は監査法人の会計監査を受けていると回答した全法人

### ◆ 第1次アンケート結果（本資料）の留意事項

- ・ 第1次アンケートは平成30年11月26日時点で到着したものを集計しています（回収率96%）。
- ・ 個人や施設の意見ではなく、法人の意見として回答されています。
- ・ 第1次アンケート以外に、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」とする）に登録されているデータ（平成28年度）や平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査等を利用しています。法人規模の区分は平成28年度の情報であり、複数の情報源を利用しているため数が一致しない箇所があります。
- ・ 厚生労働省で発見した明らかな誤りや情報間の不整合について、必要な修正を行い集計しています。
- ・ 自由記載については、多数のコメントを頂いているため、一部のみを簡略化して紹介しています。
- ・ 第2次アンケート調査後に、判明した軽微な誤りを修正した箇所や、表現を見直した箇所があります。

## 第1次アンケートの実施状況の概要 2/4

### ◆ 第1次アンケートの発送と回答の状況

会計監査を受けていると報告のあった社会福祉法人を対象に、会計監査人に関するアンケート（第1次）を実施しました。アンケートの対象法人数と回答数は以下の通りです。

報告された法人の種類	第1次アンケート 対象法人数	第1次アンケート 回答数
合計	572	572
① 1_特定社会福祉法人（サービス活動収益30億円超 又は負債60億円超の法人、設置義務あり、定款記載）	326	315
② 2_特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人 （設置義務なし、定款記載 ※）	102	87
③ 3_会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人 （設置義務なし、定款未記載 ※）	144	118
④ 4_会計監査を受けていない法人 （上記以外の会計専門家の業務だった ※）	NA	30
⑤ 未回答	NA	22

有効回答数  
520法人

※ 特定社会福祉法人ではない法人が、調査時に3種類の区分の中で誤って報告し、第1次アンケートのタイミングで正しい区分を報告している。そのため、対象法人数と回答数で、報告された法人の種類区分が異なる。

# 第1次アンケートの実施状況の概要 3/4

## ◆ 第1次アンケートの回答と法人規模別の状況

任意で会計監査を実施している法人が205法人（表の右側の計を合計した数）あります。  
この数は特定社会福祉法人の数と比較して6割に相当します。

第1次アンケート対象		第1次アンケート		
法人の種類（※）	法人数	選択肢	回答数	
合計数	572	合計数	572	
① 特定社会福祉法人（サービス活動収益30億円超又は負債60億円超の法人）	326	① 1_特定社会福祉法人	315	
		⑤ 未回答	11	
② サービス活動収益20億円超又は負債40億円超の法人のうち①を除く	37	② 2_特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人	27	計34
		③ 3_会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人	7	
		④ 4_会計監査を受けていない法人	1	
		⑤ 未回答	2	
③ サービス活動収益10億円超又は負債20億円超の法人のうち①及び②を除く	58	② 2_特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人	28	計51
		③ 3_会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人	23	
		④ 4_会計監査を受けていない法人	5	
		⑤ 未回答	2	
④ 上記①から③以外の法人(収益10億円以下または負債20億円以下)	151	② 2_特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人	32	計120
		③ 3_会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人	88	
		④ 4_会計監査を受けていない法人	24	
		⑤ 未回答	7	

※平成28会計年度電子開示システム登録データにより分類

# 第1次アンケートの実施状況の概要 4/4

## ◆ 法人規模別の会計監査実施状況

会計監査を実施している割合は収益規模が大きい法人ほど、増加しています。

法人の種類	平成28会計年度 電子開示システム登録データ	第1次アンケート調査 会計監査を受けた法人	
	合計法人数(1)	法人数(2)	割合(2)÷(1)
合計	20,654	520	2.5%
① 特定社会福祉法人（サービス活動収益30億円超又は負債60億円超の法人）	326	315	96.6%
② サービス活動収益20億円超又は負債40億円超の法人のうち①を除く	325	34	10.5%
③ サービス活動収益10億円超又は負債20億円超の法人のうち①及び②を除く	1,450	51	3.5%
④ 上記①から③以外の法人（差分計算）	18,553	120	0.6%

# 会計監査による効果（会計処理編） 1/4

## ◆ 会計監査及び予備調査で発見に至った会計処理の誤り

多くの法人で、会計監査により会計処理の誤りが発見されて、計算書類の承認前に修正をしています。適正な財務報告に向け、改善されていることが判明しました。

	回答数	誤りの発生割合 (%)	修正合計額（百万円） 上段：収益、下段：費用
法人数	520		
下記のAからカのうち、一つ以上の誤りがあった法人	275	52.9%	18,543 -42,756
ア. 減価償却（国庫補助金等特別積立金取崩額を含む）の計算について	126	24.2%	6,234 -5,837
イ. 退職給付引当金について	75	14.4%	6,135 -8,573
ウ. 賞与引当金、徴収不能引当金について	183	35.2%	3,025 -6,782
エ. 資産の評価損や有価証券の評価損益について	61	11.7%	1,501 -4,881
オ. 収益及び費用（人件費、事業費、事務費）への発生主義（実現主義）の適用について	106	20.4%	1,356 -2,278
カ. 基本金について	36	6.9%	290 -14,402

表には平成28年度より前の会計年度において、任意の会計監査で指摘されて修正した内容も含まれている

# 会計監査による効果（会計処理編） 2/4

## ◆ 会計監査及び予備調査で発見に至った会計処理の誤り

平成28年度に任意で会計監査を受けている法人、受けていない法人で、誤りの発生割合と修正額を比較したところ、顕著な差がありました。平成28年度は任意になりますが、会計監査のアプローチが適正な財務報告に有効であることを示しています。

質問No.1-6.平成28年度の会計の専門家の利用状況を選択してください。	回答法人数	誤りの発生割合 (%)
回答合計	520	
①平成28年度に任意で会計監査を受けていた法人（※）	144	
うち、質問として個別に設定した会計処理6項目の中で一つ以上の誤りがあった法人	37	25.7%
②平成28年度に任意で会計監査を受けていなかった法人（※）	376	
うち、質問として個別に設定した会計処理6項目の中で一つ以上の誤りがあった法人	238	63.3%

表には平成28年度より前の会計年度において、任意の会計監査で指摘されて修正した内容も含まれている。

※ No.1-6.の選択肢を次のように分類している。

- ① 1\_任意で会計監査を受け、「独立監査人の監査報告書」を入手した（厚生労働省：会計監査人による監査に準ずる監査と同程度であると予想される。）
- ② 2\_監査契約締結前の予備調査を受けた、3\_外部の会計専門家による会計指導業務等を受けた、4\_外部の会計専門家による記帳代行業務を依頼した、5\_外部の会計専門家の税務申告業務を利用した、6\_外部の会計専門家の1から5までの複数の業務を利用した、7\_外部の会計専門家は利用せず、監事が会計専門家だった、8\_会計専門家の業務を利用しなかった（回答無し2件を含む）



## 会計監査による効果（会計処理編） 3/4

### ◆ 計算書類が誤っていること、過年度修正を繰り返すことによる不利益

特定社会福祉法人の平成29年度の計算書類を厚生労働省で調査したところ、20%弱の法人が過年度の会計処理の誤りを修正（以下、「過年度修正」とします。）していました。今回のアンケートでは、会計監査で会計処理の誤りが発見された割合は約50%であり、計算書類に明示されない過年度修正や当年度の会計処理の誤りが相当程度存在し、大きく改善されていることが明らかになりました。

計算書類の誤りのうち、特に費用の計上漏れは、たとえば次のように不利益に作用しますから、誤りは意思決定に影響を与えない程度におさえる必要があります。

1. 各経営実態調査やアンケート調査に誤りが入り込む
2. 純資産が過大に計上され、多額の内部留保があるように見える

また、一般的に過年度修正は財務会計に係る業務処理の整備・運用状況の不備を示しますから、信頼が低下します。

➡ 継続して会計監査を受け、計算書類の作成段階で会計処理の誤りを修正し、再発しないよう適時に業務を改善し続けることが、全ての利害関係者にとって重要です。

## 会計監査による効果（会計処理編） 4/4



### 会計専門家のその他の業務と誤りの発生割合

平成28年度に任意で会計監査を受けず、外部の会計専門家の業務を利用していると回答した法人については、誤りの発生割合が40%台まで改善される傾向を確認しています。

会計監査は、従うべき実施基準として監査基準等が整備されています。一方、会計指導業務やコンサルティング業務等は強制される実施基準はありません。そこで、厚生労働省は、会計監査を受けない法人向けに「会計監査及び専門家による支援等について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の別添1「財務会計に関する内部統制向上支援業務報告書」及び別添2「財務会計に関する事務処理体制向上支援業務報告書」を、標準的な報告書としてお示ししています。

これらの報告書は、業務に強制される実施基準ではありませんが、日本税理士会連合会や日本公認会計協会の協力を受けて作成しており、充実した内容となっています。

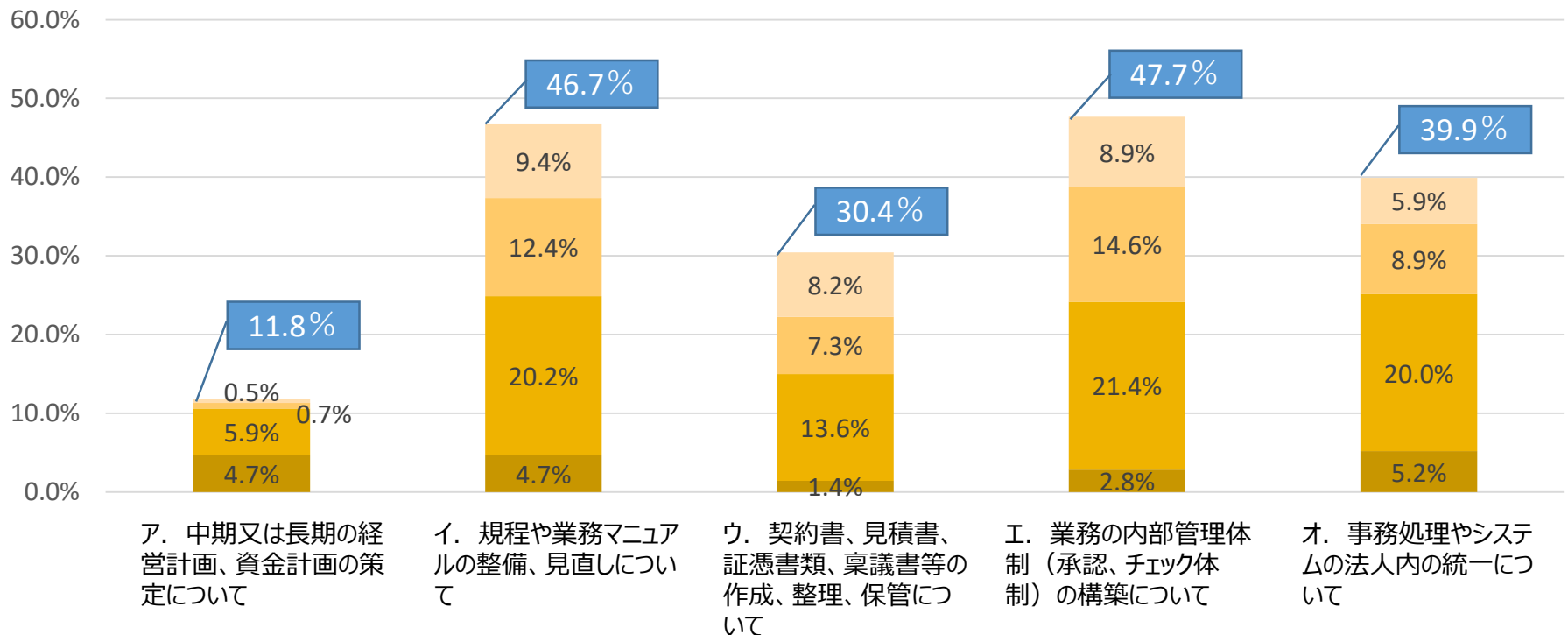


会計指導業務やコンサルティング業務など、実施基準のない会計専門家の業務についても、通知でお示した別添1又は別添2の報告書を活用することにより、業務の質が安定し、さらなる法人の改善につながると考えられます。

# 会計監査による効果（業務処理編） 1/8

## ◆ 予備調査で改善が望ましいとされた事項（アからオ）

イ. 規程や業務マニュアルの整備、見直し、エ. 業務の内部管理体制（承認、チェック体制）の構築、については40%以上の法人が指摘を受けています。

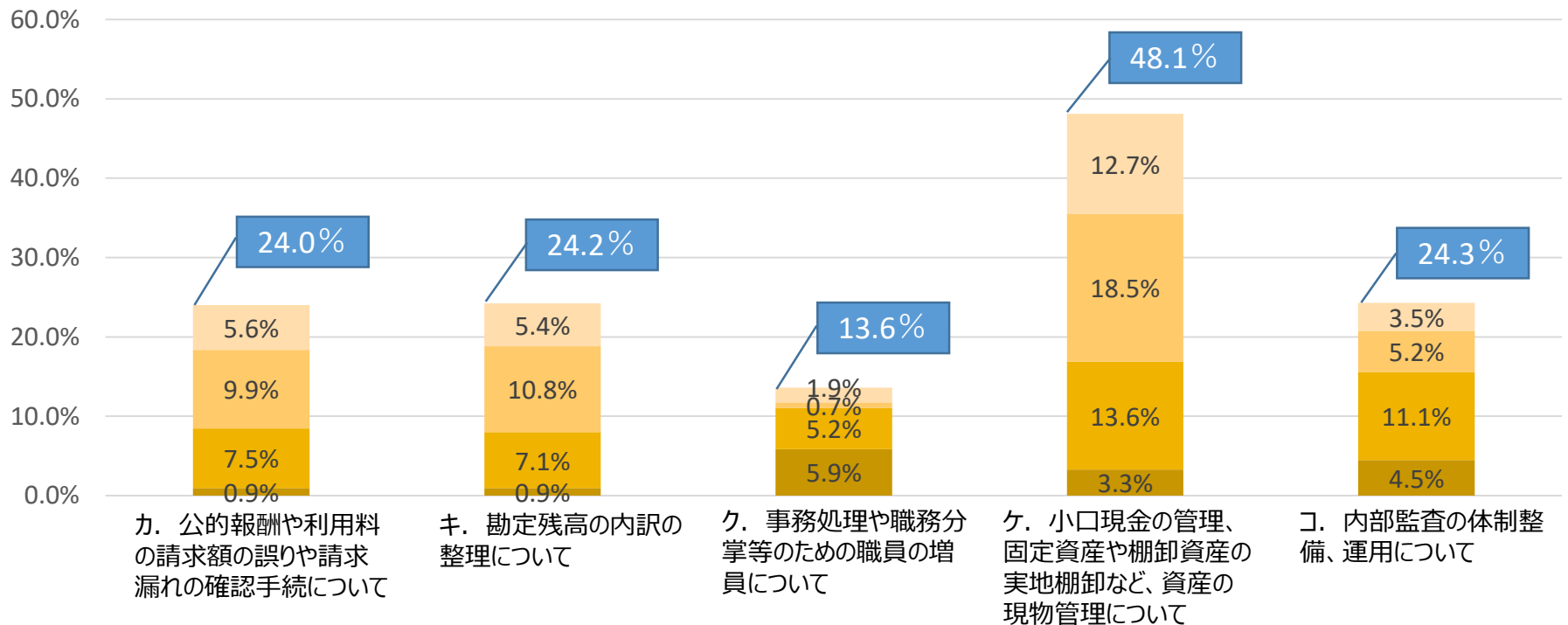


- 1\_指摘を受け、監査契約までに改善した
- 2\_指摘を受け、監査期間中に改善した
- 3\_指摘を受け、改善中である
- 4\_指摘を受けたが、短期的に改善不能で継続課題との認識を共有した

# 会計監査による効果（業務処理編） 2/8

## ◆ 予備調査で改善が望ましいとされた事項（カからコ）

ケ. 小口現金の管理、固定資産や棚卸資産の实地棚卸など、資産の現物管理は40%を超えて指摘を受けています。



- 1\_指摘を受け、監査契約までに改善した
- 2\_指摘を受け、監査期間中に改善した
- 3\_指摘を受け、改善中である
- 4\_指摘を受けたが、短期的に改善不能で継続課題との認識を共有した

## 会計監査による効果（業務処理編） 3/8

### ◆ 予備調査で改善が望ましいとされた事項の傾向

改善が求められている割合が40%以上の項目は、イ. 規程や業務マニュアルの整備、見直しについて、エ. 業務の内部管理体制（承認、チェック体制）の構築について、ケ. 小口現金の管理、固定資産や棚卸資産の实地棚卸など、資産の現物管理について、の3つです。予備調査では、財務報告の基礎となる、業務処理の実務的な内容の指摘が多くなっています。

### ◆ 予備調査で改善が望ましいとされた事項の自由記載

アからコに類似するものを除き、次のような意見がありました。

- ・ 大規模法人としての内部管理体制の整備（社会福祉法45条の13第4項5号で決議が必要）について、規程作成や運用の助言
  - ・ 本部による拠点の管理（例：銀行口座改廃のコントロール）の改善
  - ・ 固定資産の管理（例：期末現物確認の強化）の改善
  - ・ 滞留債権の管理（例：ルールの策定、回収可能性の検証）の改善
  - ・ 利用者からの預り金の管理の改善
  - ・ システムに起因する過度な業務負担を減らすためのシステム改修
- また、指摘が膨大であいまい、という意見もありました。

# 会計監査による効果（業務処理編）4/8

## 【スライド5/8～8/8の参考】会計監査で想定される効果の詳細

### ア ガバナンス機能が強化された

A 会計監査人には法令上で権利と義務が明確に規定され、独立した第三者の会計専門家として役員に対し「法人のためにもの申す立場」にあります。

B 会計監査については世界標準の監査基準等が整備され、これらに違反する場合は、日本公認会計士協会が自主組織として会員である会計監査人を処分する権限を有しています。これら法令、基準が整備されている結果として、会計専門家の他の関与方法と比較し、ガバナンス機能の実効性が圧倒的に高いといえます。

C 監事監査及び内部監査と連携することで機能が強化されます。また、監事監査の負担軽減が図られます。

### イ 効果的、効率的に法人経営を行う環境が整った

D 経営状況の適時適切な把握を通じて、適切な経営判断を行うことができます。

E 継続して監査を受ける前提で、経営者は会計監査人から質問を受けますので、中長期的視点での経営計画立案に役立ちます。

F 法人構成員は、会計監査人から様々な点について説明を求められます。その結果、説明する能力が向上し、法人内外の説明が苦にならなくなります。

### ウ 法人構成員（役員、職員）のコンプライアンス意識が向上した

G 法人役員に気付きを与え、コンプライアンスを重視した組織風土の醸成につながります。

H 内部管理体制の整備を通じ、職員のコンプライアンス意識の向上につながります。

### エ 適切な会計処理と適正な計算書類の作成に役立った

I 会計帳簿、会計処理方法等の正確性を確保できます。勘定科目の残高内訳に不明な残高が残るといった事態が減少します。

J 法人全体の経済的実態を総合的に勘案して回答するため、会計専門家の他の関与方法と比較し、より適切な会計処理の選択に役立ちます。

### オ 情報開示に対する説明責任の遂行と信頼性の向上に貢献した

K 誤った情報の開示は、法人が公表するすべての情報の信頼性を低下させますが、計算書類の開示前に重要な誤りを発見、修正するため、信頼性の低下の防止につながります。

L お墨付きを得て、経営者は財務情報について説明責任を果たしたといえます。

### カ 不正の発見可能性が高まり、不正の抑止力になった

M 監査手続またはその準備の段階において、不正を発見することがあります。

N 不正の発見可能性が高まることで、不正の抑止力となります。

O 事務処理体制や内部管理体制の状況を考慮し、誤る可能性や不正が発生する可能性が高いポイントについて指摘し、業務の改善に役立ちます。

### キ 法人内の規程の整備や業務処理の統一が促進され、業務の改善に役立った

P 規程やマニュアルの整備、見直しに助言をもらえます。

Q 財務会計に関する事務処理やシステムの統一が進みます。

R 外部からの指摘は、問題点が明確になることや法人職員へ直接説明されることもあるため、業務改善のスピードがあがります。

S 内部管理体制（職務分掌やチェック体制）の整備、継続的な運用が図られます。業務改善の結果、公的報酬や利用料の請求漏れ等のもたない事態が防止されます。

### ク コンサルティング的なサービスの提供を受けた

T 改善の指示だけでなく、具体的なアイデアをもらえます。

U 一般的に複数法人を担当するため、他法人の事例を踏まえたアドバイスを行います。

V 会計処理に迷うような事例については、事前に相談することで時間の削減につながり、費用対効果で有利な場合もあります。

### ケ 役員や職員の学習の機会となった

W 行政指導監査と異なる気づきを得て、事務担当者の育成につながります。

X その他法人構成員についても、監査人とのコミュニケーションの機会を通じて、会計や内部管理の重要性が周知されます。

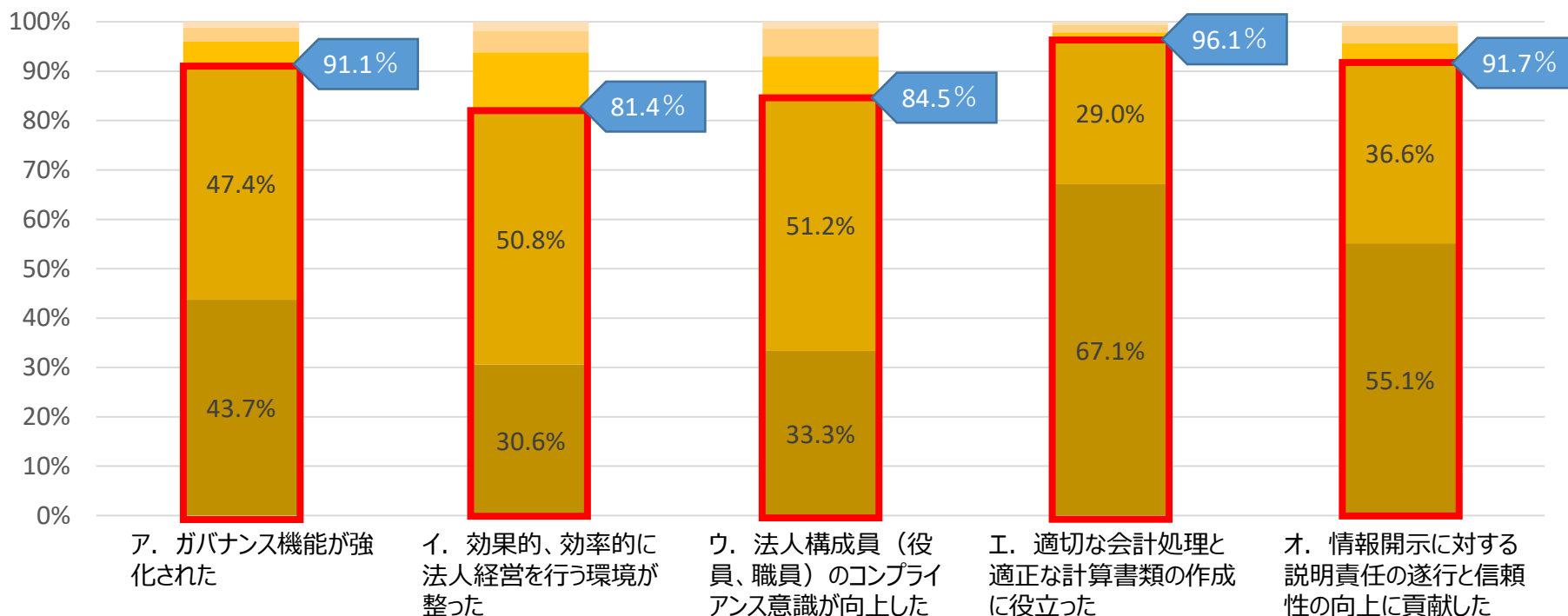
（第1次アンケートの説明書より抜粋）

「平成29年度社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業 報告書」等を参考に作成している

# 会計監査による効果（業務処理編） 5/8

## ◆ 会計監査による効果（アからオ）

アからオについては、80%以上の法人が効果を感じています。「4\_現時点で効果はないが、長期的には効果が期待できる」を含めると90%以上となります。



- 1\_効果があると感じた
- 2\_一定の効果があると感じた
- 3\_効果は限定的又はあまり効果なし
- 4\_現時点で効果はないが、長期的には効果が期待できる
- 5\_現時点で効果はなく、長期的にも効果は期待できない
- ※ 6\_不明 は除いている

## 会計監査による効果（業務処理編） 6/8

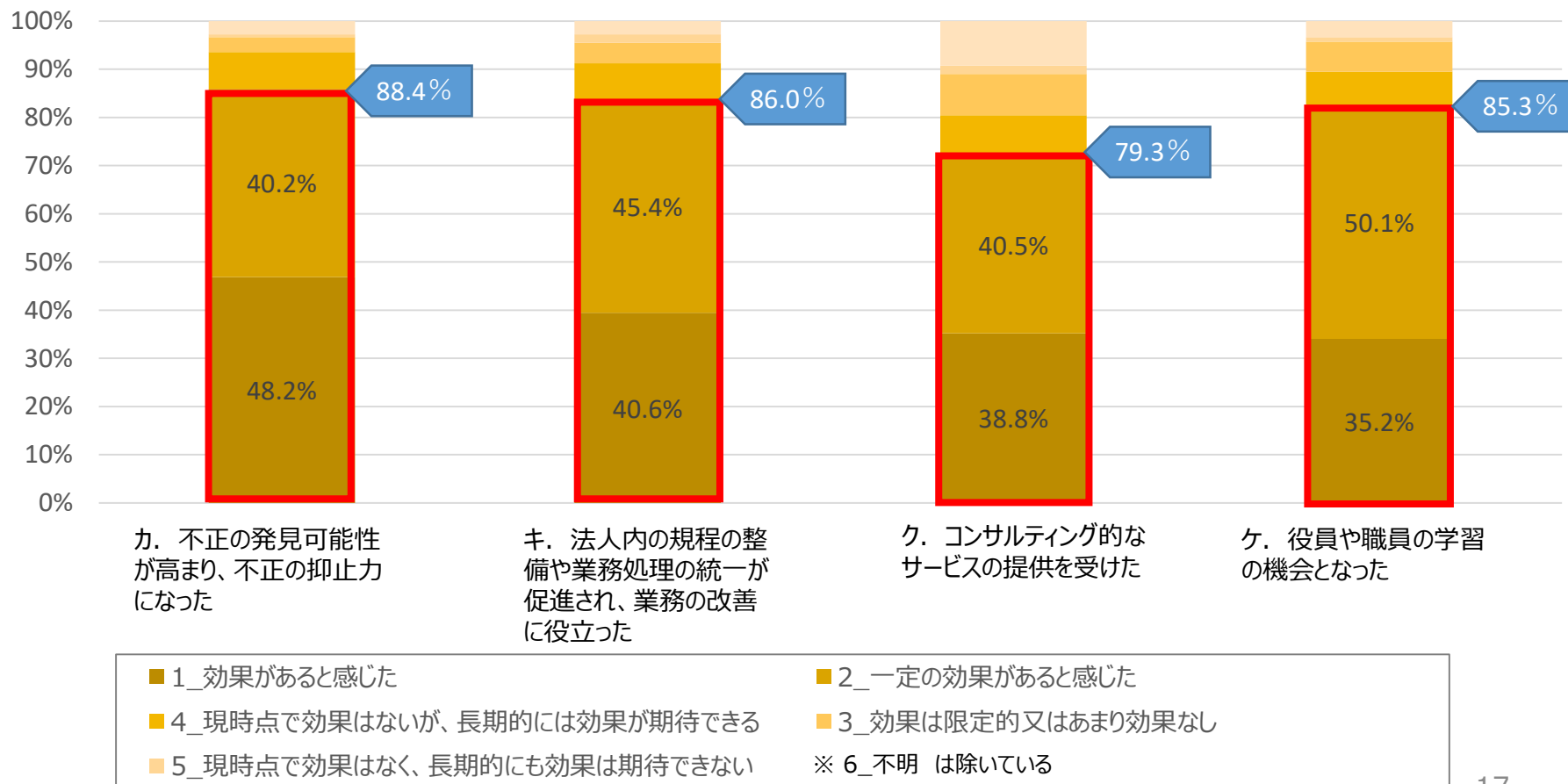
- ◆ 「ア. ガバナンス機能が強化された」の自由記載
  - ・ 具体的な指導助言があり、ガバナンスの機能強化の必要性を再認識させられた。
  - ・ 会計監査が入った事により、経理が発言しやすくなった。
  - ・ 監事監査、内部監査と連携し、機能が強化された。
  - ・ 現在は会計処理と適正な計算書類作成で手いっぱいであるが、将来的に期待される。
- ◆ 「イ. 効果的、効率的に法人経営を行う環境が整った」の自由記載
  - ・ 経営状況の適時適切な把握を通じて、適切な経営判断を行うことができるようになった。
  - ・ 他の管理者とも密に経営についての話し合いの場が多くなった。
  - ・ 監査及び内部においても説明を求められたときは比較的スムーズ回答が可能。
- ◆ 「ウ. 法人構成員(役員、職員)のコンプライアンス意識が向上した」の自由記載
  - ・ 内部管理体制の整備を通じ、職員のコンプライアンス意識の向上に繋がった。
  - ・ 経営層、事務担当者等以外は直接的な関わりがないことから、意識的な部分では限定的であると言える。
- ◆ 「エ. 適切な会計処理と適正な計算書類の作成に役立った」の自由記載
  - ・ 経理で処理上に不明な件が発生した際には、適切なアドバイスを頂いて解決できる。
  - ・ 顧問会計事務所に加えて、別の会計専門家のチェックを受けることで、より適切な会計処理の選択に役立つ。
- ◆ 「オ. 情報開示に対する説明責任の遂行と信頼性の向上に貢献した」の自由記載
  - ・ 適切な財務情報の開示ができた。安心感はある。



# 会計監査による効果（業務処理編） 7/8

## ◆ 会計監査による効果（カからケ）

カからケは70%以上の法人が効果を感じています。「4\_現時点で効果はないが、長期的には効果が期待できる」を含めると80%以上となります。



## 会計監査による効果（業務処理編） 8/8

- ◆ 「カ. 不正の発見可能性が高まり、不正の抑止力になった」の自由記載
  - ・ 会計監査を通じて、実際に不正の発見はなかったが、不正の抑止力になっていると感じる。
  - ・ ポイントとなるところについて改善することで、不正防止の環境が整いつつある。
  - ・ 見られている感もあるので良いと思う。
- ◆ 「キ. 法人内の規程の整備や業務処理の統一が促進され、業務の改善に役立った」の自由記載
  - ・ 規程やマニュアルの整備、見直しに助言をもらえる。
  - ・ 事務処理の統一の指摘をうけることにより、より効率的な事務方法へと改善することができる。また、システムに関してもアドバイスがもらえた。
  - ・ 財務会計システムの問題点、課題を抽出し、その改善が図られたことによる効果は高い。
  - ・ 必ずしも必要でない規程の整備を要求されることで、業務の効率性はかえって阻害されている。
- ◆ 「ク. コンサルティング的なサービスの提供を受けた」の自由記載
  - ・ 他の法人と照らし合わせてのアドバイスを頂いた。会計処理に対する事前相談が増えた。
  - ・ コンサルティング的なサービスは外部監査とは別の業務であり、受けていない。
- ◆ 「ケ. 役員や職員の学習の機会となった」の自由記載
  - ・ 行政監査とはまた違う学習の機会となっており、事務担当者の育成にもつながっている。
  - ・ 全ての施設を往査することはできないが、往査した施設事業では会計や内部管理の重要性に気付き始めた。
  - ・ 一般職員（特に現場職員）は会計監査があろうがなかろうが直接に業務に関係はないので関心はなかった。

# 会計監査までの準備について

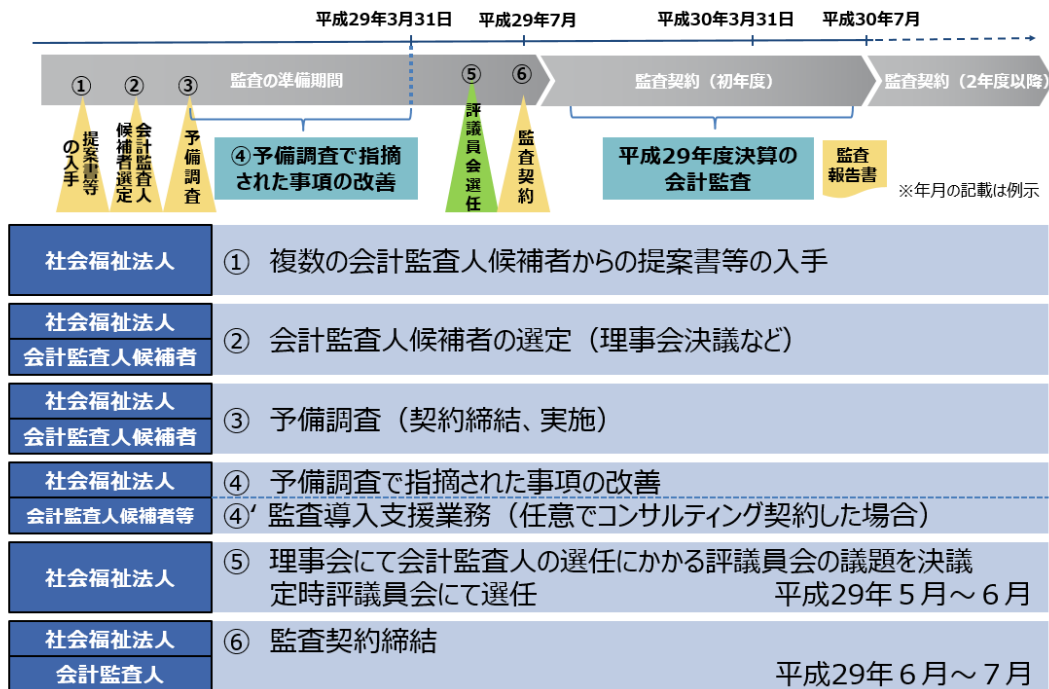
## ◆ 円滑な会計監査導入のために必要な期間

会計監査人の選定、予備調査、業務改善のための期間はそれぞれ一定の時間がかかると回答しています。会計監査の導入を予定する法人は、早めに着手することが望ましいといえます。

### 会計監査までにかかる期間の設問

No.	設問	選択肢	回答数
2-1-2.	会計監査人候補の選定（②完了）までにかかった期間を選択してください。	1_1か月以内	104
		2_1か月から2か月	91
		3_2か月から3か月	109
		4_3か月から半年	109
		5_半年超	57
2-2-2.	予備調査の終了までにかかった期間（③の着手から完了）を選択してください。	1_1週間以内	41
		2_1週間から1か月	62
		3_1か月から2か月	81
		4_2か月から3か月	72
		5_3か月超	167
2-3-4.	改善可能な事項を改善するための期間（④及び④'）はどの程度が良かったと考えますか。	1_1か月未満	42
		2_1か月から3か月	90
		3_3か月から半年	89
		4_半年から1年	131
		5_1年超	56

### 会計監査人監査に係るスケジュール例



1. 第1次アンケート

# 会計監査人の候補選定（地域偏在問題）

公認会計士又は監査法人は、本社が集中する都市圏（特に東京）に集まる傾向があります。会計監査人の探し方がわからない、地元で候補が見つからない、という回答もありましたが、現時点では概ねカバーできているようです。

設問 会計監査人候補の選定までに最も困難であったことを選択してください。  
 選択肢1 公認会計士又は監査法人の探し方がわからなかった  
 選択肢2 地元で候補が見つからなかった  
 選択肢3～7 (省略)

都道府県	非営利専門 公認会計士 ※	特定社会福祉法人		
		回答数	選択肢 1	選択肢 2
北海道	84	23		3
青森県	9	7		
岩手県	11	4		
宮城県	35	9	1	1
秋田県	9	5		2
山形県	14	7	1	
福島県	24	8	2	1
茨城県	10	6	2	1
栃木県	15	1	1	
群馬県	14	1	1	
埼玉県	60	23	1	2
千葉県	54	15	3	1
東京都	821	77	4	
神奈川県	119	36	5	1
新潟県	45	14	3	3
富山県	15	3		

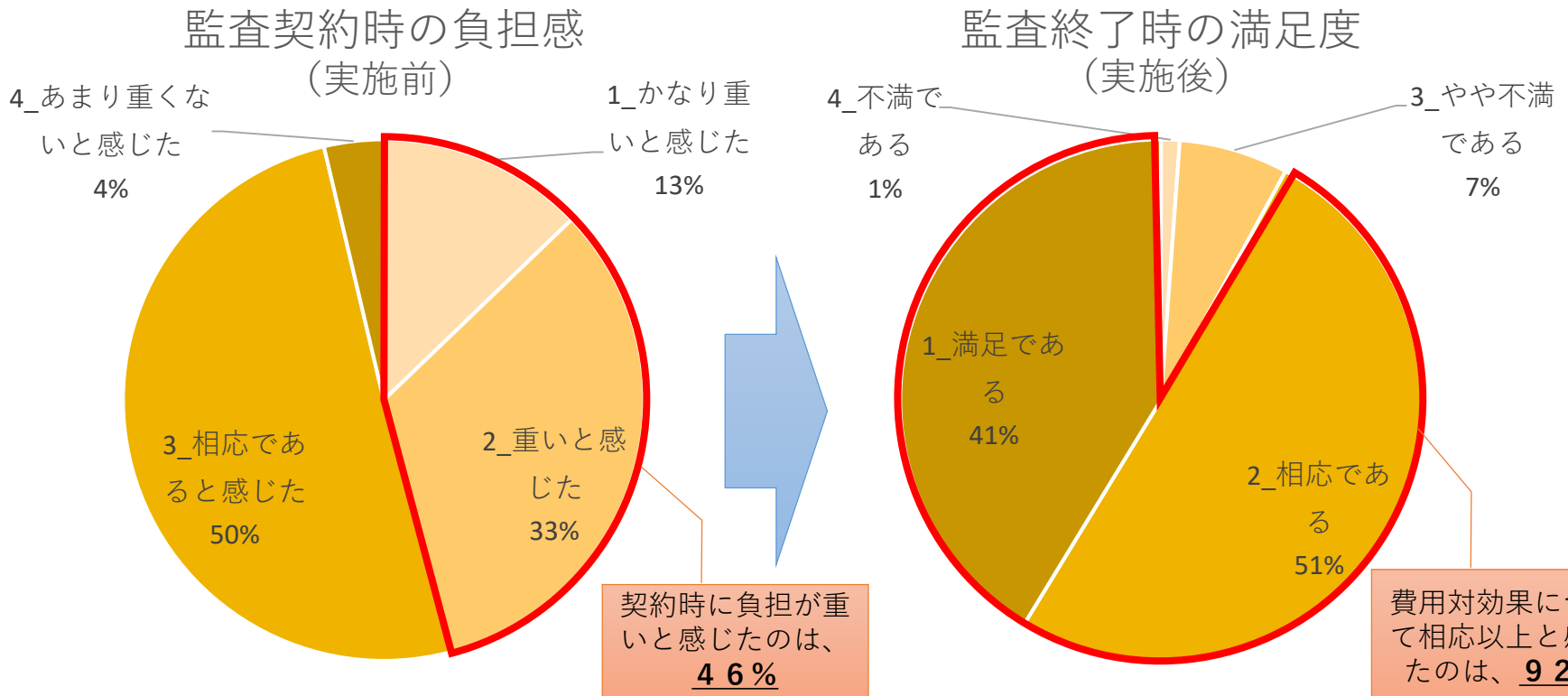
都道府県	非営利専門 公認会計士 ※	特定社会福祉法人		
		回答数	選択肢 1	選択肢 2
石川県	32	7	2	
福井県	13			
山梨県	5			
長野県	31	7	3	
岐阜県	28	5	1	
静岡県	58	14	1	1
愛知県	175	25	2	
三重県	35	7	1	
滋賀県	15	3		1
京都府	64	14		
大阪府	243	46	4	
兵庫県	73	30	3	1
奈良県	15	5	1	
和歌山県	4	2		
鳥取県	4	7	1	1
島根県	3	4		2

都道府県	非営利専門 公認会計士 ※	特定社会福祉法人		
		回答数	選択肢 1	選択肢 2
岡山県	23	13		
広島県	62	9	1	
山口県	19	7		
徳島県	5	6		
香川県	24	3		1
愛媛県	31	4		1
高知県	12	2		1
福岡県	97	12	2	1
佐賀県	11	4	1	
長崎県	10	6	1	1
熊本県	16	8	2	1
大分県	18	6	2	
宮崎県	15	5	2	
鹿児島県	27	20	2	1
沖縄県	16			
全国	2,523	520	56	28

※ 日本公認会計士協会 公会計協議会 社会保障部会の部会員として登録している公認会計士数（令和元年8月29日現在 日本公認会計士協会調べ）

## ◆ 監査報酬の負担感

監査報酬の負担については、契約時に半数の法人が「かなり重い」「重い」と回答しています。しかし、会計監査を受けた結果、多くの法人が「満足」「相応」と回答しています。新規の支払いであるため額の多寡はありますが、費用対効果としては納得を得られていると考えられます。



※「5\_わからない」はグラフから除いている

# 監査に係る負担（監査報酬編） 2/6

## ◆ 監査報酬の規模別情報

事業会社等と同様に、法人の経済規模（特に収益）に応じて監査報酬も増加しています。平成30年度の契約では、平均監査報酬は若干低下しているようです。

### 平成29年度の会計監査の実績情報

規模別区分	法人数	平均監査報酬 (円)
① 特定社会福祉法人（サービス活動収益30億円超又は負債60億円超の法人）	322	5,154,898
② サービス活動収益20億円超又は負債40億円超の法人のうち①を除く	35	3,180,212
③ サービス活動収益10億円超又は負債20億円超の法人のうち①及び②を除く	49	2,332,908
④ 上記①から③以外の法人(収益10億円以下または負債20億円以下)	127	959,554

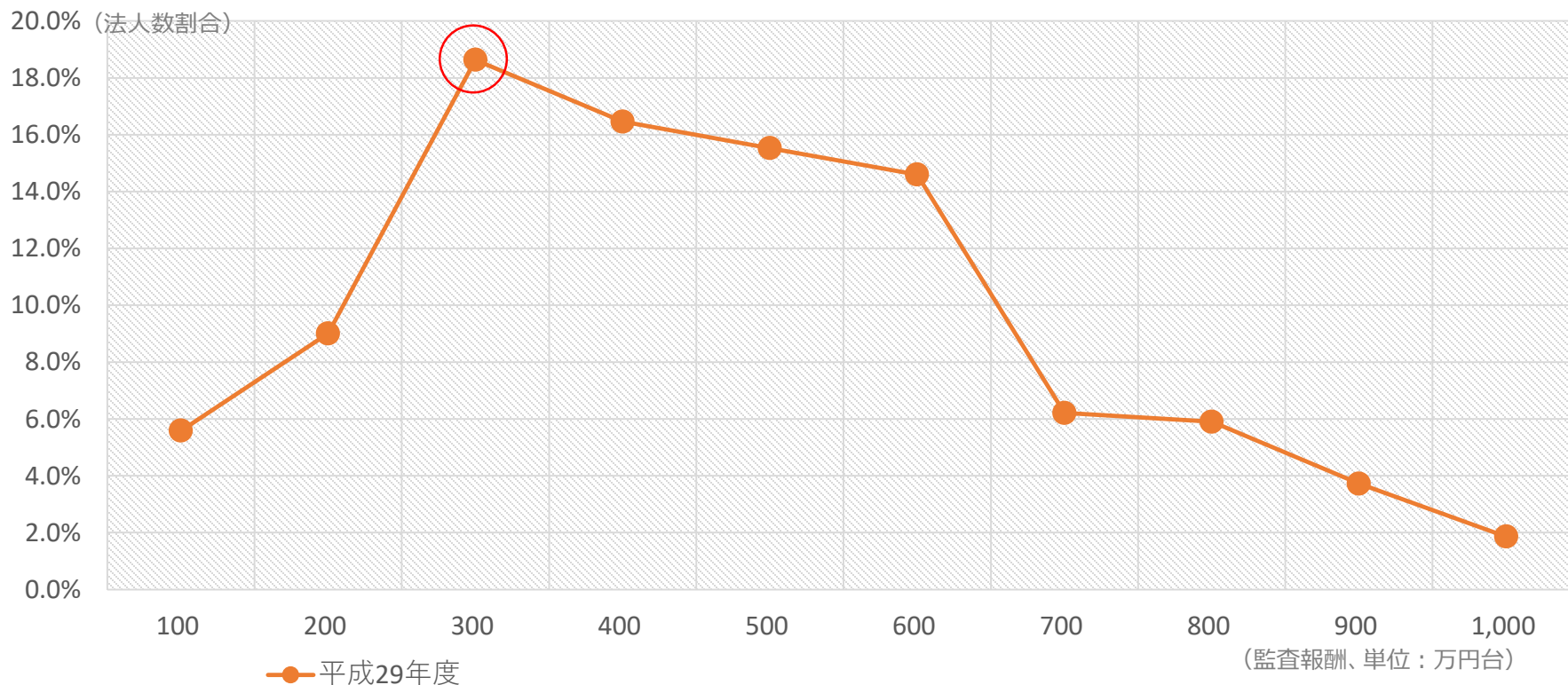
### 平成30年度の会計監査人監査の契約情報（平成30年7月31日時点）

規模別区分	法人数	平均監査報酬 (円)
① サービス活動収益30億円超又は負債60億円超の法人	308	4,844,614

- ※ 規模別区分は平成28年度会計年度を基準にしている。
- ※ サービス活動収益が1,000億円を超える2法人は除外している（少数の法人で平均報酬額に与える影響が大きいため）。
- ※ 平成29年度の実績情報には会計監査人監査に準ずる監査を含んでいる。
- ※ 平成30年度契約情報は、会計監査人監査に準ずる監査の情報がないため②から④の情報は省略している。

## 特定社会福祉法人の監査報酬の分布

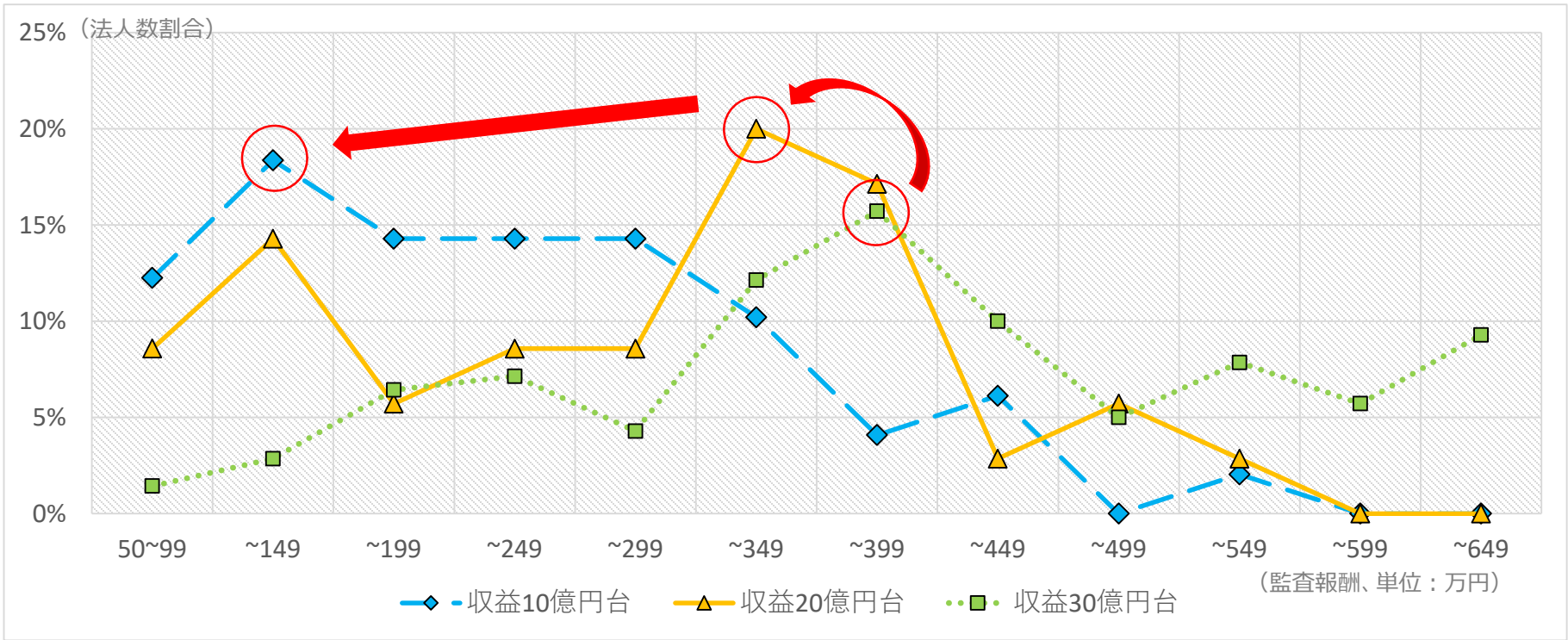
監査報酬については、法人の収益規模に応じて広く分布しています。300万円から399万円にピークがあり、平均約500万円の報酬は、より大規模な法人の影響を受けています。



- ※ 平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査の結果をもとにしている。
- ※ ただし、監査報酬100万円未満と1,100万円以上の法人は除外している。（少数の法人が広く分布しているため省略）
- ※ グラフ内客体数314法人

## ◆ 収益10億円超収益30億円以下の監査報酬の分布

収益規模別に比較すると、収益規模に応じてピークも低下する傾向がわかります。  
 (【収益30億円台】300万円台後半→【収益20億円台】300万円台前半→【収益10億円台】100万円台前半)



※ 平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査の結果をもとにしている。  
 ※ 会計監査人による監査に準ずる監査を含めて表示している  
 ※ ただし、監査報酬50万円未満と649万円以上の法人は除外している。(少数の法人が広く分布しているため省略)  
 ※ グラフ内容数 収益30億円台：140法人 収益20億円台：35法人 収益10億円台：47法人



# 監査に係る負担（監査報酬編） 5/6

## ◆ 監査報酬の規模別情報

収益規模に応じて工数が増加して監査報酬も増加しますが、報酬単価は約11千円／時間で安定しています。収益に対する監査報酬は①の区分で0.17%、②の区分で0.18%です。

### 平成29年度の会計監査の実績情報

規模別区分	法人数	平均監査報酬 (円)	平均工数 (時間)	平均報酬単価 (円／時間)
① サービス活動収益30億円超又は負債60億円超の法人	297	5,099,132	442	11,549
② サービス活動収益20億円超又は負債40億円超の法人のうち①を除く	32	3,311,295	287	11,537
③ サービス活動収益10億円超又は負債20億円超の法人のうち①及び②を除く	40	2,439,497	217	11,257
④ 上記①から③以外の法人(収益10億円以下または負債20億円以下)	83	1,100,737	90	12,180

※ 平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査の結果をもとにしている。

※ 会計監査人監査に準ずる監査を含んでいる。

※ ただし、以下の法人は除外している。

- ・ サービス活動収益が1,000億円を超える2法人（少数の法人で平均報酬額に与える影響が大きいため）
- ・ 監査報酬と工数のいずれかの情報が無い法人（平均工数と平均報酬単価を計算できないため）
- ・ 報酬単価が異常であると認められる法人（平均工数を日数で記入している、等の誤報告が疑われるため）

# 監査に係る負担（監査報酬編） 6/6

## ◆ 監査報酬の拠点数別情報

同程度の収益規模において、拠点の数が「①5以下」と「②6以上10以下」は、監査報酬に対する影響が若干見られます。しかし、「②6以上10以下」より拠点数の多い区分では影響は軽微であり、一般的に言われるように収益規模による影響の方が強いと考えられます。

拠点数による区分	法人数	（うち、複合事業を実施している法人）	平均監査報酬 （円）	平均工数 （時間）
① 5以下	26	（18法人、69%）	3,726,215	341
② 6以上10以下	39	（27法人、69%）	4,659,784	401
③ 11以上20以下	97	（79法人、81%）	4,708,154	407
④ 21以上30以下	33	（29法人、87%）	5,286,101	425
⑤ 31以上40以下	16	（12法人、75%）	4,866,325	405
⑥ 41以上50以下	7	（6法人、85%）	4,541,836	405

※ 平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査の結果をもとにしている。

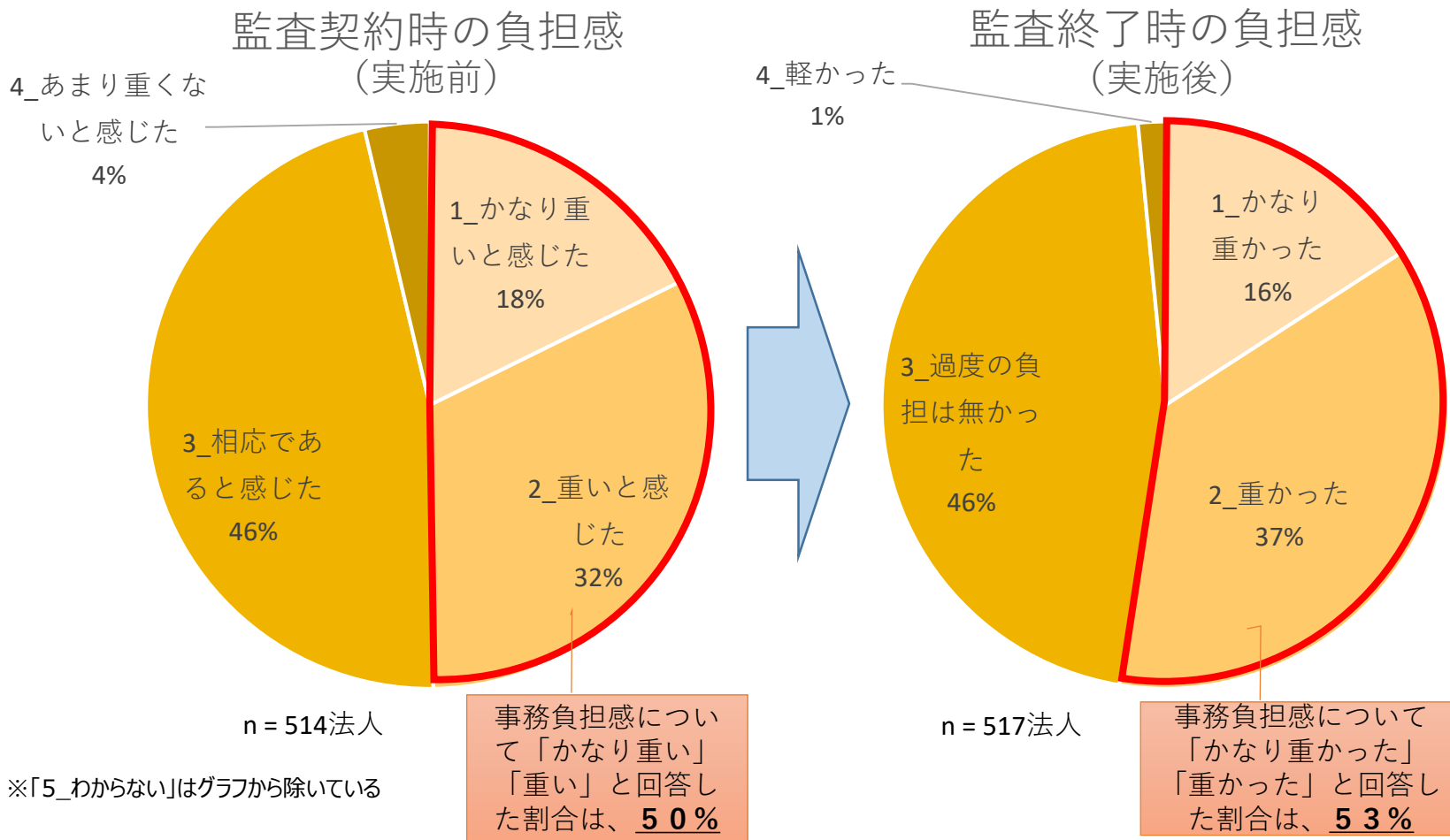
※ サービス活動収益が30億円から60億円の法人を対象としている。ただし、以下の法人は除外している。

- ・ 監査報酬と工数のいずれかの情報が無い法人（平均工数と平均報酬単価を計算できないため）
- ・ 報酬単価が異常であると認められる法人（平均工数を日数で記入している、等の誤報告が疑われるため）
- ・ 拠点数が50超の法人（数が少ないため）

# 監査に係る負担（事務対応編） 1/3

## ◆ 監査対応事務の負担感（監査実施前 → 実施後）

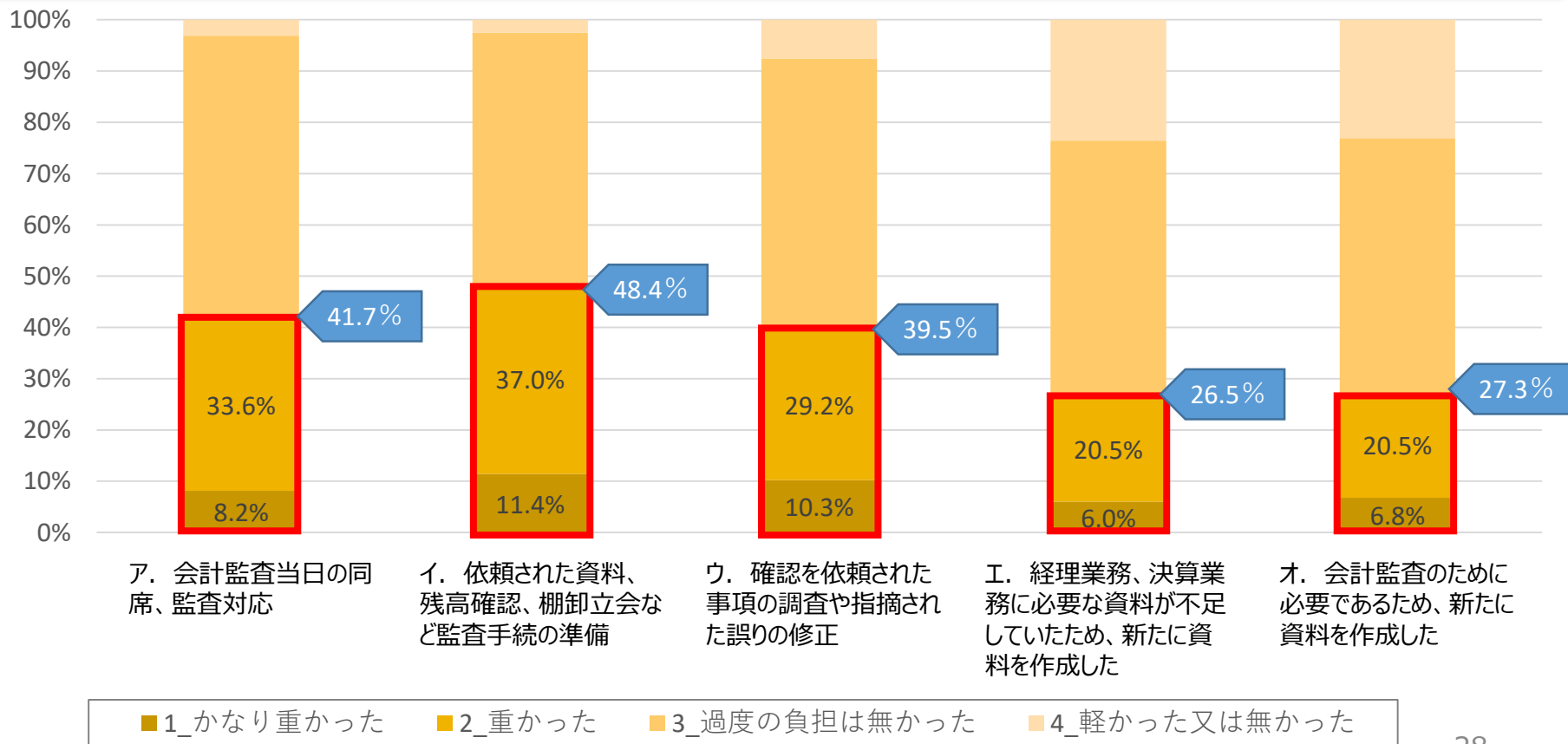
会計監査の対応に係る事務負担感については、監査実施前後でそれほど変化がなく、（50%→53%）相応の事務対応の負担があったことがわかります。



# 監査に係る負担（事務対応編） 2/3

## ◆ 監査対応事務で特に負担に感じた事項

主として監査対応、資料依頼や監査手続の準備、指摘事項の修正に負担を感じている結果となりました。一方、監査のために必要とされた資料はそれほど多くなかったようです。指摘された誤りの修正は次年度以降減少し、負担は軽減すると考えられます。

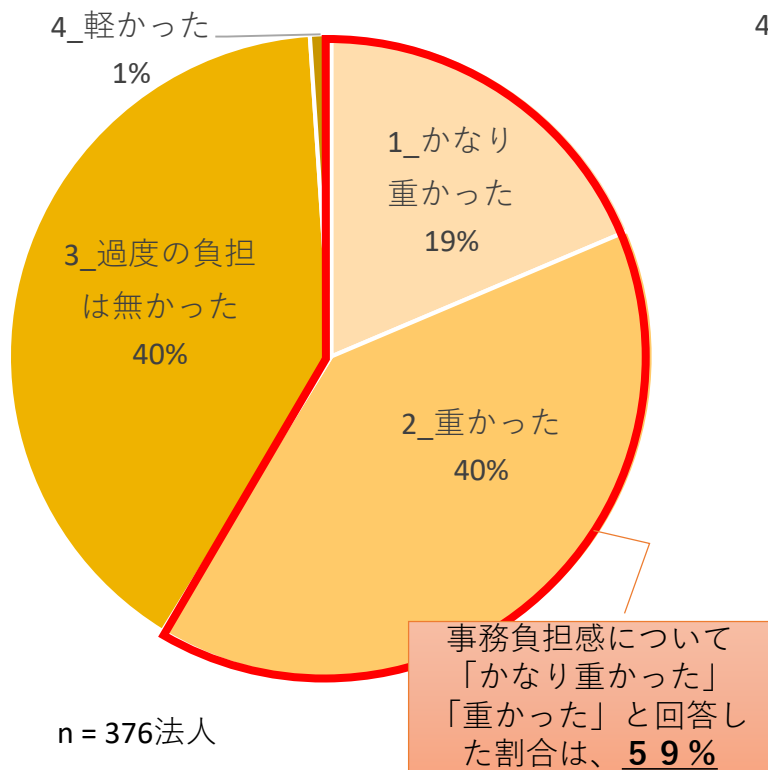


# 監査に係る負担（事務対応編） 3/3

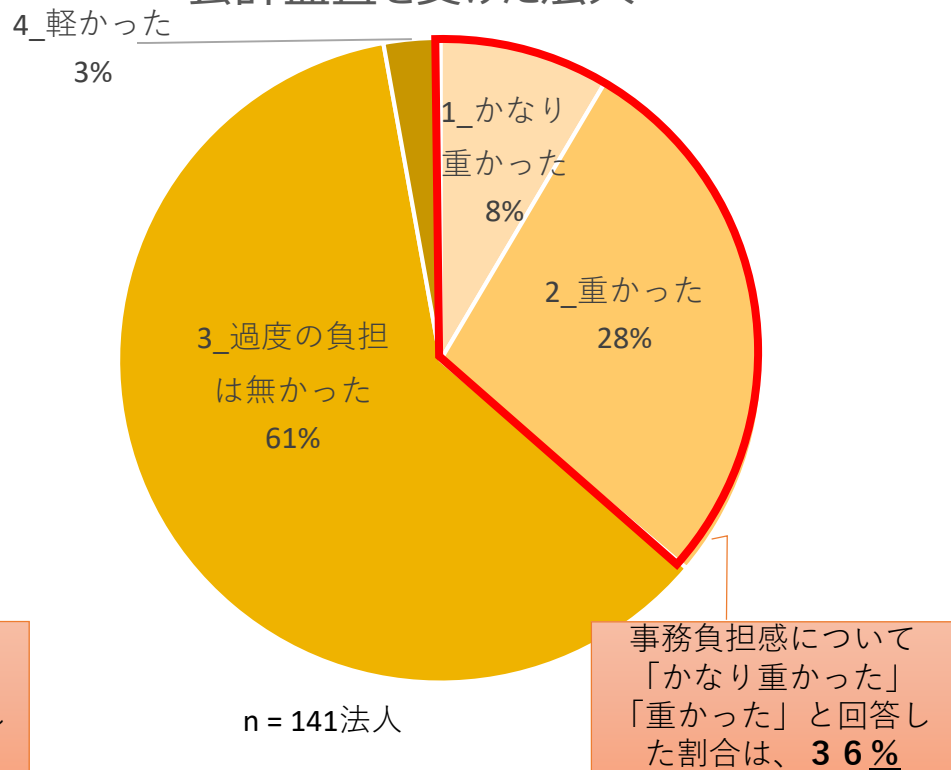
## ◆ 監査を受けた経験の有無による事務負担感の違い

平成28年度に会計監査を受けていない法人は、59%が「かなり重かった」「重かった」と回答しています。同年度に任意で会計監査を受けた法人では「かなり重かった」「重かった」と回答した割合が36%となっており、将来的に負担感は改善する可能性が高いと言えます。

会計監査を受けていない法人



会計監査を受けた法人



## 監査報酬や事務対応の負担について 1/2

### ◆ 負担についての主なご意見

#### （報酬面）

- ・ 一般企業の法定監査報酬よりかなり安いとの事だったが、それでも高価だと感じる。
- ・ 保育所は外部監査加算の補助が付かず、認定こども園と比べると費用負担が多い。
- ・ 社会福祉協議会では行政からの補助・委託金が多く、自主財源が少ない中で監査報酬負担が重い。
- ・ 今後、会計監査人設置対象法人が増加すると、報酬が高騰、日程調整が難しくならないか危惧される。
- ・ 法人本部に事務員の配置基準も指定基準加算もなにもない。支援員の配置を削り、事務員を配置しなくてはならなくなる。

#### （事務面）

- ・ 日程調整が難しい、法律上のスケジュールがタイトである。
- ・ 思っていた以上に、細部まで調査され根拠書類の提出を求められた。
- ・ 行政による指導監査がなくなることがデメリットの一つと考える。
- ・ これまでの行政監査と比較して費用負担、事務負担ともに相当に大きい。
- ・ 事務職員の増員なく現在の人員で調整するため時間的な業務負荷が大きかった。
- ・ 昨年度が初回のため、会計監査人が複数回全施設を巡回されたことにより、事務職員の負担感は大きかった。
- ・ 複数の拠点を持しているため、依頼された資料を用意するのに相当の負担があった。

## 監査報酬や事務対応の負担について 2/2

### ◆ 負担をあまり感じなかったとする主なご意見

- ・ 若干の事務負担や報酬支払による経費の増加は挙げられるものの、監査導入によるメリットを覆すようなデメリットは特段ないと考える。
- ・ 新規の社会福祉法人監査制度であり、監査人も報酬については低額としているようである。
- ・ 前年度は監査内容等初めての事が多く戸惑いもあったが、今年度は調査内容の予測ができるため、事務の負担が軽減された。
- ・ 監査報酬は適正な計算書類の作成と、事務負担の重さは職員のスキルアップと見合っていると考えられますので、特にデメリットは感じていない。

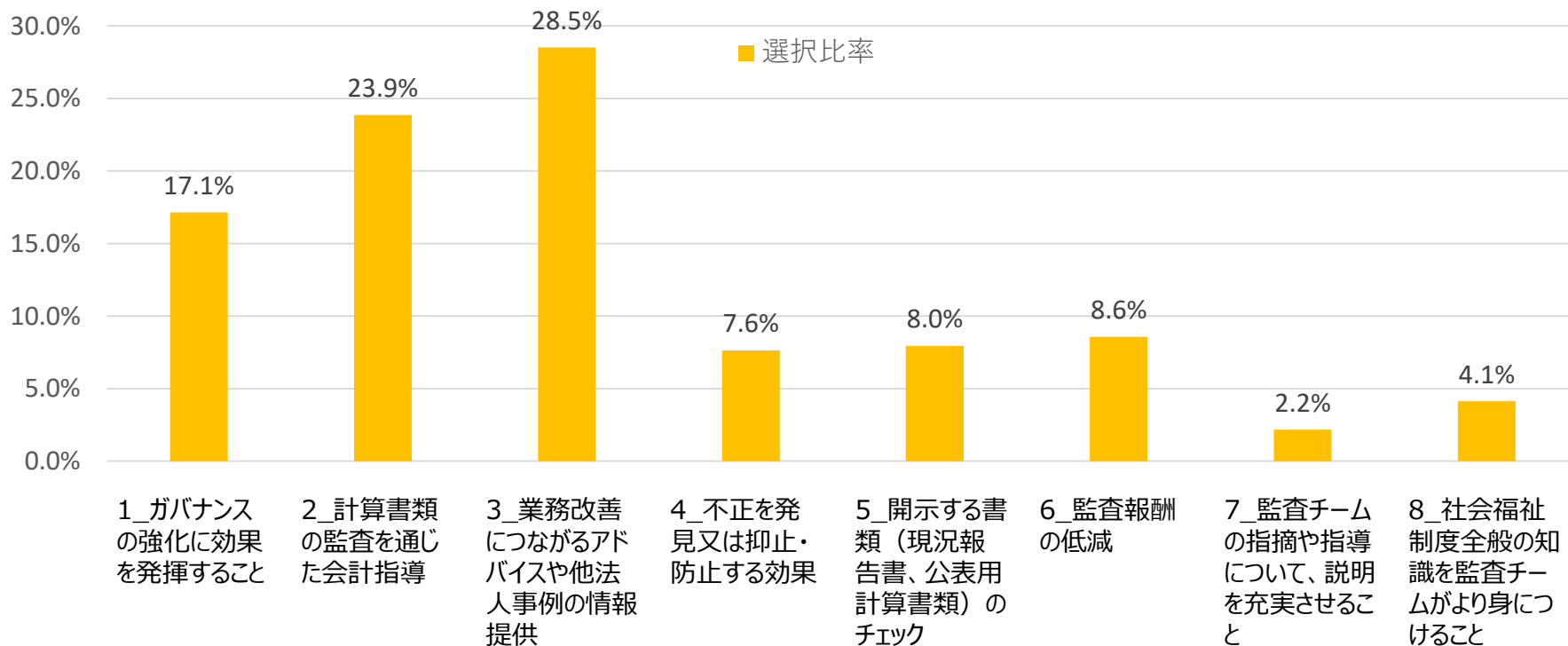
### ◆ 負担を緩和するための主なご意見

- ・ 監査報酬の負担低減の為に補助金があるとよい。
- ・ 介護報酬・障害福祉サービス報酬等の収益が限られているなか、監査報酬に係る助成等の公的支援があっても良いのではないか。
- ・ 保育園のみの運営法人だと、資金の会計区分による用途制限等があるので適切な緩和があるとより受けやすくなると思われる。
- ・ 会計監査人による監査を受ける上での準備等が初年度であったため、戸惑うことが多かった。国及び県等で具体的な通知や研修等をより増やしてほしかった。

# 今後、会計監査に期待すること

## ◆ 今後、会計監査に期待すること

設問2-4-7は選択肢1から5がメリットの増進、選択肢6から8がデメリットの緩和の選択肢でした。下記の表は総数（2つまで選択可）に対する比率を並べています。メリットの増進のうち1から3に対する期待が高いという結果になり、社会福祉法人の前向きな姿勢が出ています。

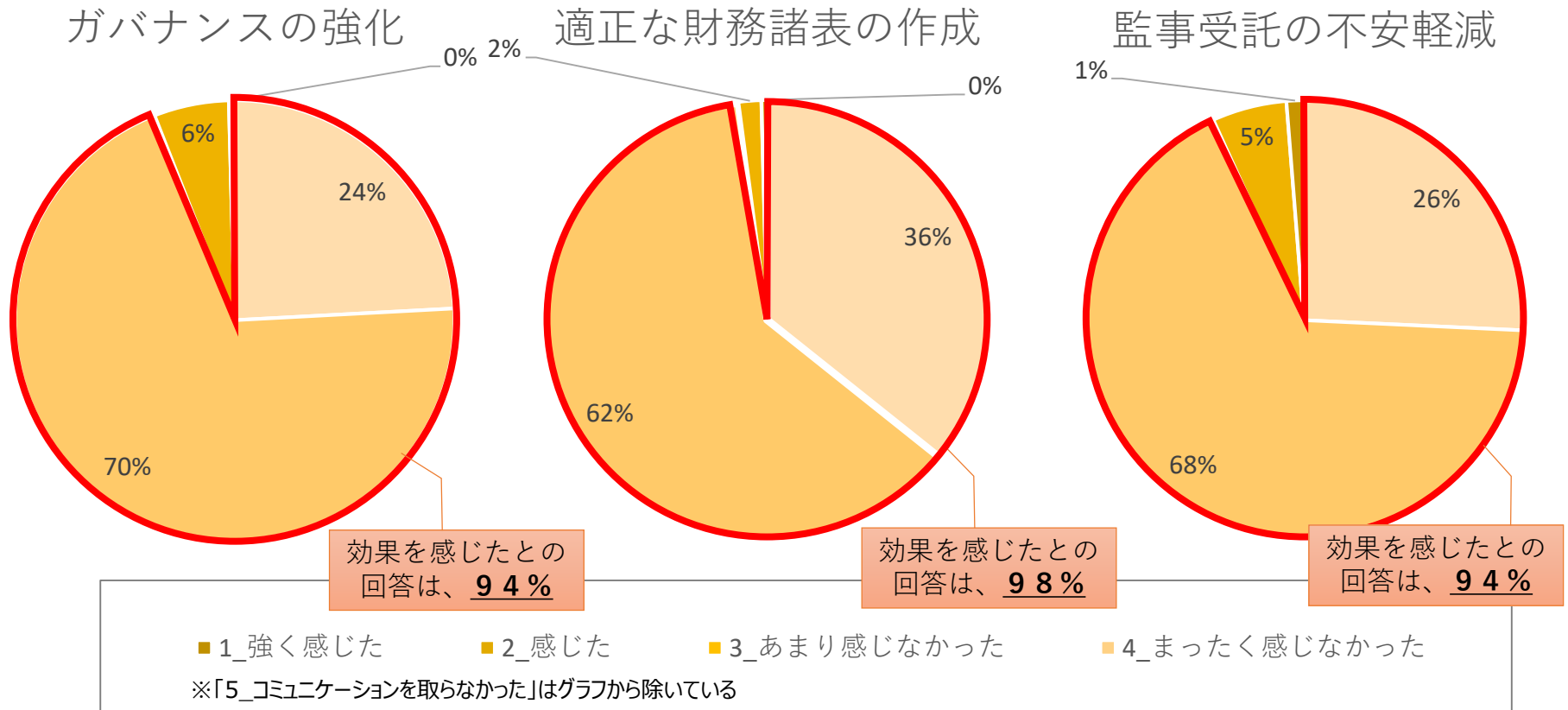




# 監事からの回答 1/2

## ◆ 監事からみた会計監査の効果

会計監査は監事の監査の会計部分を実質的に代替します。監事の多くが、ガバナンスの強化、適正な財務諸表の作成という主たる会計監査の効果を感じています。その結果、監事を引き受ける上で不安軽減につながっているようです。



## 監事からの回答 2/2



### 自由記載の紹介

- ・ 会計・財務における監査業務の軽減が図られ、事業内容に重点を置いた監査を行うことができた。
- ・ これまでの方法や要件で専任された監事による監査では、会計監査人の業務や効果をカバーすることは不可能。
- ・ 通常の監事監査以上に細かく厳密にチェックが行われるため法人運営の一層の適正化が図られる。
- ・ 法人の将来を考えると、内部統制の確立は避けて通れないため、監事とタイアップして今後も意義のあるものになりたい。
- ・ 監事としての役割と責任は益々重くなっていると感じていたものの、満足な監査ができていのかどうかという不安な面もあったが、会計監査人と様々な意見交換ができることで安心感が出来たのと同時にさらに監事としてしっかりとした監査をやらなければと再認識させられた。
- ・ 会計監査人と課題を共通認識できた。
- ・ 表示監査が主なものであり、会計を担当する職員のレベル向上にはつながらない。
- ・ 監査人が入らなくても適正に経理が行われていたと思われるため、効果は感じない。

## その他の項目 1/2

### ◆ 任意の会計監査を継続した法人（回答193法人）

平成29年度に任意で会計監査を実施した法人の多くが、平成30年度も継続すると回答しています。

【継続割合】(※ 205法人のうち回答のあった193法人について集計したもの)

収益20億円超又は負債40億円超の法人	: 100% ( 30/ 30法人)
収益10億円超又は負債20億円超の法人	: 96% ( 47/ 48法人)
収益10億円以下又は負債20億円以下の法人	: 95% (110/115法人)

会計監査を継続しない理由は、次のような内容がありました。

- ・ 監査報酬と監査対応事務の事務感が大きい。
- ・ 改善すべき点の修正が済んだこと及び今後の課題が示され、毎年度継続する必要はないと思われるため。
- ・ 法的に義務ではなく、外部監査加算（※1）の要件も満たさないため。
- ・ 会計と管理体制の指導に力を入れるため、会計士への依頼内容が変わった(※2)。

※1：認定こども園は、学校法人制度における幼稚園との並びで「外部監査加算」（当該年度の3月時点で会計監査を受けていることが確認できれば3月分に約50万円が加算）がある。保育所はこうした加算はない。

※2：会計監査については、独立性の観点から同時提供が禁止される業務（記帳代行業務、税務申告業務、意思決定に関連するコンサルティング業務など）があり、当該業務を受けるためと予想される

## その他の項目 2/2

### ◆ 会計監査人を交代した法人（回答499法人中24法人）

次のような理由で交代している事例がありました。

- ・ 地元で適任者を見つけたため
- ・ 前任より費用が抑えられたため
- ・ 考え方が合わなかったため

### ◆ 不正が発見された法人（回答495法人中3法人）

不正の防止、早期発見には、行動規範や内部通報制度の設定、内部監査等の対策が特に有効であるとされます（※）。会計監査は不正の発見を直接の目的にしていないため、これらの対策に比べて効果は限られますが、それでも不正が発見された事例が報告されました。なお、会計監査はこれらの対策を経営者に促し、間接的に寄与することも期待されます。

回答の状況は次の通りです。

ケース：現金・預金の窃盗のケース、その他のケース

契機：不正の可能性を指摘された、不整合を指摘されて法人が確認した

所轄庁への報告：している場合としていない場合の両方がありました

改善のアドバイス：受けている場合と受けていない場合の両方がありました

※「2018年度版職業上の不正と濫用に関する国民への報告書（©2018公認不正検査士協会）」 P.26～P.29

URL：<https://www.acfe.jp/>

## 自由記入欄（会計監査）

### ◆ 会計監査について次のようなご意見がありました

- ・ 会計監査人監査の導入によって、計算書類等の信頼性が担保されるだけでなく、業務を管理して運営するための仕組、また職員が業務を行うにあたってコンプライアンス意識の向上が見られたと感じている。経理・総務等の部門では、限られた人材での業務の実施は法人としての弱点であったため、監査の過程で発見した問題点を部門間で共有し、専門家の助言・指導を受け、それに対応することによって、業務体制が強化されるのではないかと期待している。反面、限られた人数での監査対応は一時期であるとは言え、業務過多とも感じた。
- ・ 従来の監事監査に加え、会計監査を受けるにあたり、定時評議員会開催までの計算書類の据え置き期間及び財務諸表システムへ報告期限などあり、スケジュール的に6月中旬から下旬にかけて事務負担が大きかった。
- ・ 関係法令や法人内規程に基づく指導監査事項について実施される指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業経営の確保を目的としているが、形式チェックにウエイトが高く、内部統制の整備、運用状況の実証には至らない。従って内部、外部を問わずこれらの監査が連携することによって、法人運営を担う経営陣にとってもより盤石な透明性の高い内部統制態勢の構築に資すると考える。
- ・ 法人の信用もあがり、透明性の高い運営が出来るが報酬が高額。認定こども園では補助もあるが、多くの法人でも委託が出来る様な補助等があると良いと思う。
- ・ 全ての社会福祉法人において、外部の会計監査人による適正な会計監査手続きが必要だと思う。

## 自由記入欄（制度改革）

### ◆ 制度改革について次のようなご意見がありました

- ・ 福祉ニーズが多様化・複雑化され社会福祉法人の役割も大きい中で「地域における公益的な活動の推進」「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」等、求められるものも多い。会計監査人導入によって事務的負担は発生したものの財務リスクを適切に把握し、法人内部の関係者が共有する内部統制等の向上を図ることができた。課題も多いが着実に体制整備もされている。
- ・ 今まで考えた事の無かった部分のリスクまで気づく事が出来たと思う。どの法人も、ガバナンスの強化や、コンプライアンスの重要性は認識しているが、具体的な手法がなかなか見いだせないでいたかと思う。実際に、専門家にしっかり見ていただく事により、より現実的に法人としての方向を確認できるといった改革であったかと思う。
- ・ 本来、行政の責任において行われるべき監査業務が、法人自らの責任と費用負担で実施されることに、公的福祉の後退を感じる。
- ・ 今までは施設単位で会計処理や運営を行ってきたが、制度改革により法人統一の内部統制の仕組みづくりを構築しなくなかった。ところが、施行までに十分な期間がなく、対応のために多大な費用がかかったので、猶予期間等を設けてほしかった。
- ・ 現況報告書のシステムによる提出は、拠点数が多い場合、とても負担が大きいと感じている。

## 自由記入欄（その他）

### ◆ その他について、次のようなご意見がありました

- ・ 過度な内部留保は是正を要するが、各法人独自の経営努力やコスト削減等による利益（増減差額）をどのように位置づけるのか思慮していただきたい。
- ・ 会計監査を自主的に導入し積極的に社会福祉制度改革に取り組む社会福祉法人の認知度を行政としても高めて頂きたい。積極的に改革に取り組む社会福祉法人の社会への広報活動など高く評価して頂くことで、地域社会に対する福祉の理解が高まる。
- ・ 平成28年度から予備調査を実施したが、法人の事業規模から考えると、十分な準備期間であったとはいえない。特定社会福祉法人以外の法人でも、早期に予備調査を実施し、内部統制の不備や会計上の誤りについて修正すべきと考える。また、会計監査人の選任にあたっては、「医療・福祉業界」に精通した、専門性の高い監査法人の選定が重要である。この点を踏まえると、今回の会計監査人の設置基準引き下げが延期となり、会計監査の準備期間が設けられたという点では良かったと考える。
- ・ 株主がいるでもなく、関連当事者も少ない社会福祉法人については、その事務負担、経費負担も考慮した簡便な監査について検討してほしい。
- ・ 財団法人や社会福祉法人において、2週間の備置き期間は、実態的に見て必要なのだろうかという疑問を感じる（実際に閲覧する人はいない）。備置き期間が短縮されれば、もう少し決算日程は楽になると思う。

## 2. 社会福祉法人の会計監査に関する 第2次アンケート調査の結果



## 第2次アンケート調査の実施状況の概要 1/2

### ◆ 第2次アンケートの実施期間、対象法人

実施期間：平成31年1月17日（木）から平成31年1月31日（木）

対象法人：平成28年度決算において、サービス活動収益10億円超又は負債20億円超の法人のうち  
第1次アンケートの対象となっていない法人

### ◆ 第2次アンケート結果（本資料）の留意事項

- ・ 第1次アンケートで判明した会計監査の効果や課題を示し、感想を伺う形式となっています。
- ・ 第2次アンケートは平成31年2月14日時点で到着したものを集計しています（回収率94%）。
- ・ 個人や施設の意見ではなく、法人の意見として回答されています。
- ・ 第2次アンケート以外に、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」とする）に登録されているデータ（平成28年度）や平成30年10月に所轄庁経由で実施した会計監査人の設置状況調査等を利用しています。法人規模の区分は平成28年度の情報であり、複数の情報源を利用しているため数が一致しない箇所があります。
- ・ 厚生労働省で発見した明らかな誤りや情報間の不整合について、必要な修正を行い集計しています。
- ・ 自由記載については、多数のコメントを頂いているため、一部を簡略化して紹介しています。

## 第2次アンケートの実施状況の概要 2/2

### ◆ 第2次アンケートの発送と回答の状況

会計監査人に関するアンケート（第2次）の回答数は発送数の90%を超えました。  
有効回答数は1,581法人になりました。

①収益20億円超又は負債40億円超 258法人

②収益10億円超又は負債20億円超 1,323法人

アンケート対象の情報			アンケートの回収状況の情報	
法人の種類	法人数	分類	法人数	回答割合
発送数	1,679	有効回答数（※1の合計）	1,581	94.2%
① サービス活動収益20億円超又は 負債40億円超の法人	279	通常の回答（※1）	257	92.1%
		未回答	22	NA
	NA	電子開示システム未使用の法人からの回答（※1）	1	NA
② サービス活動収益10億円超又は 負債20億円超の法人のうち①を 除く	1,400	通常の回答（※1）	1,322	94.4%
		未回答	78	NA
	NA	電子開示システム未使用の法人からの回答（※1）	1	NA

※2 平成28会計年度計算関係書類を電子開示システムで届出している法人のデータにより分類している。

※3 有効回答数の回収割合には、電子開示システム未使用の法人からの回答を含めて計算している。

# 会計監査への取り組み状況 1/2

## ◆ 平成30年度の会計監査の実施状況

新規の特定社会福祉法人は29法人、任意で会計監査を実施した法人は57法人と回答がありました。

平成30年度の会計監査の実施状況	回答数	構成比
合計	1,581	100.0%
① 特定社会福祉法人	29	1.8%
② 任意で会計監査を実施している法人	57	3.6%
③ 会計監査を実施していない法人	1,488	94.1%
④ 未回答	7	0.4%

計86法人

この中には平成31年度に向けて  
自主的に取り組んでいる法人も多数あります  
→ 平成31年度の会計監査の状況

# 会計監査への取り組み状況 2/2

## ◆ 平成31年度に向けた取り組み状況

収益20億円超の法人では、全体の約4分の1の法人で平成31年度から会計監査を実施する予定です。また、収益10億円超の法人でも1割弱の法人が、会計監査の実施に向けて自主的に取り組んでいます。

（「サービス活動収益20億円超30億円以下」又は「負債40億円超60億円以下」向け設問）  
平成31年4月の実施延期を受けて、貴法人の対応予定を選択してください。

	構成比
合計	100.0%
① 1_引下げが延期になったが、このまま会計監査人を設置する。	10.5%
② 2_引下げが延期になったので、会計監査人の設置は行わないが、会計監査人に準ずる監査を実施する。	16.2%
③ 3_引下げが延期になったので、会計監査は実施しない。	64.3%
④ 4_その他	9.0%

計26.7%

（「サービス活動収益10億円超20億円以下」又は「負債20億円超40億円以下」向け設問）  
貴法人における会計監査人設置に向けた準備状況を選択してください。

	構成比
合計	100.0%
① 1_平成31年4月から実施すべく自発的に予備調査に着手している。	2.0%
② 2_平成31年4月から実施すべく自発的に予備調査に着手しようと準備を進めている。	6.7%
③ 3_平成31年4月から実施する予定はない。	91.2%

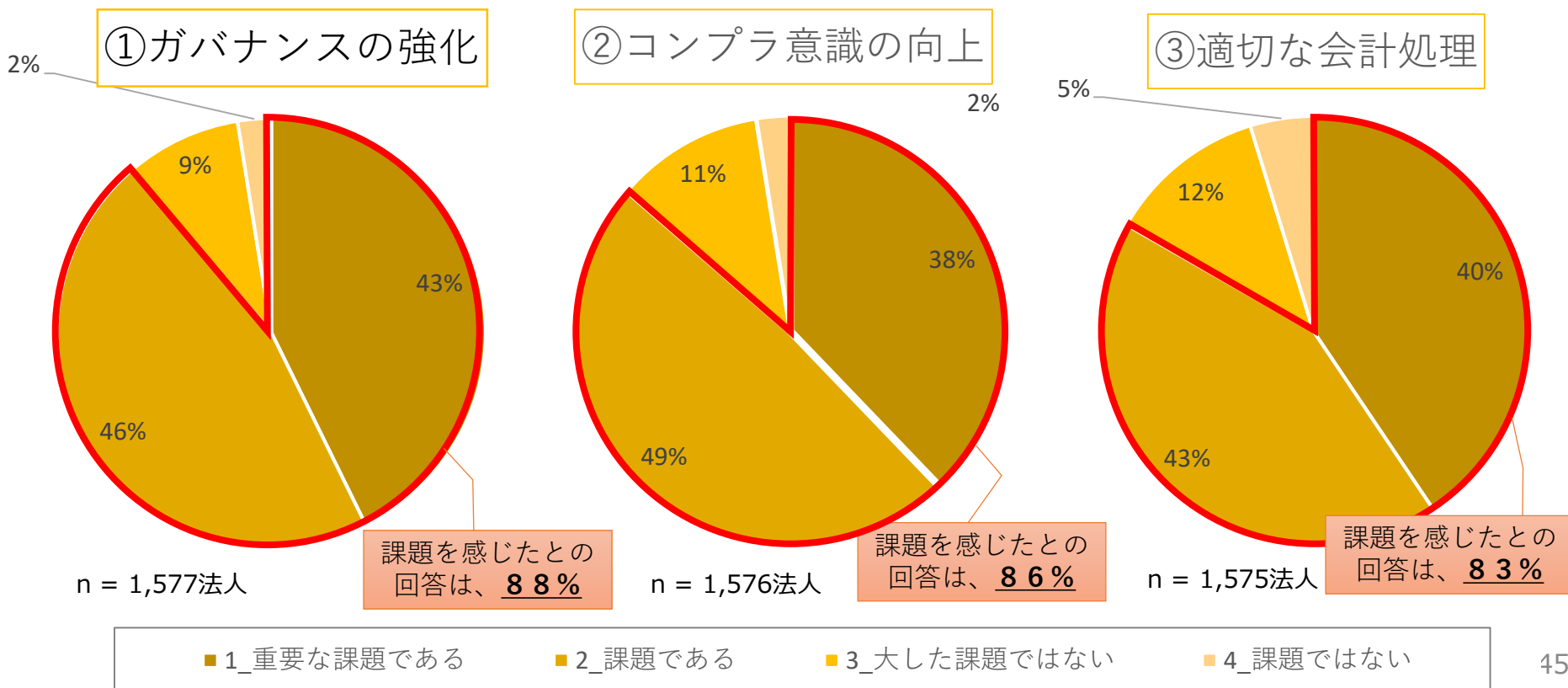
計8.8%

※ 平成30年度に会計監査を実施していない1,488法人のうち、回答のあった法人の割合である

# 課題と会計監査の効果について 1/2

## ◆ 法人運営に関する課題について

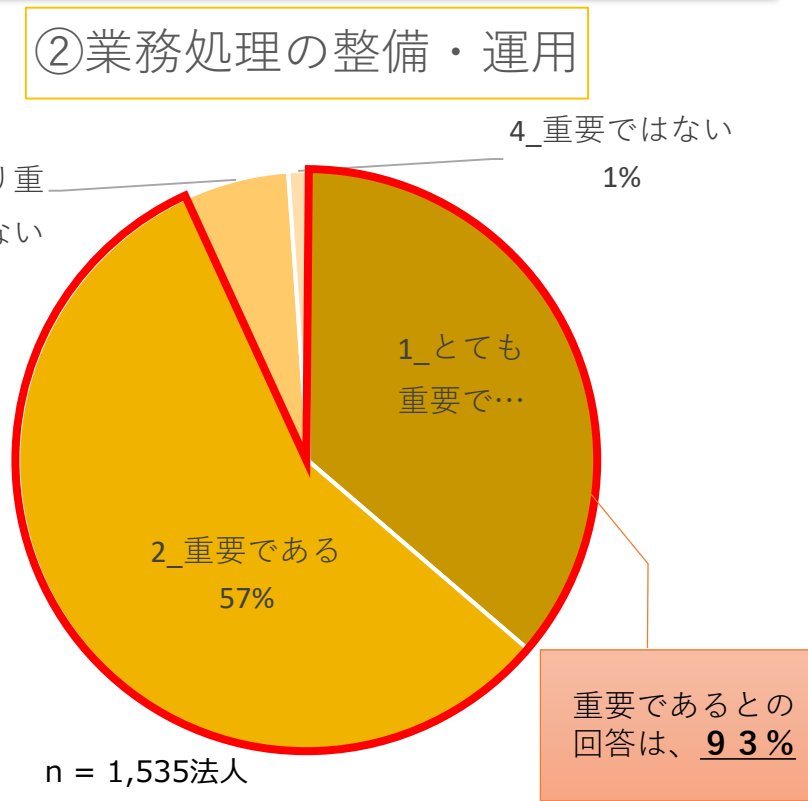
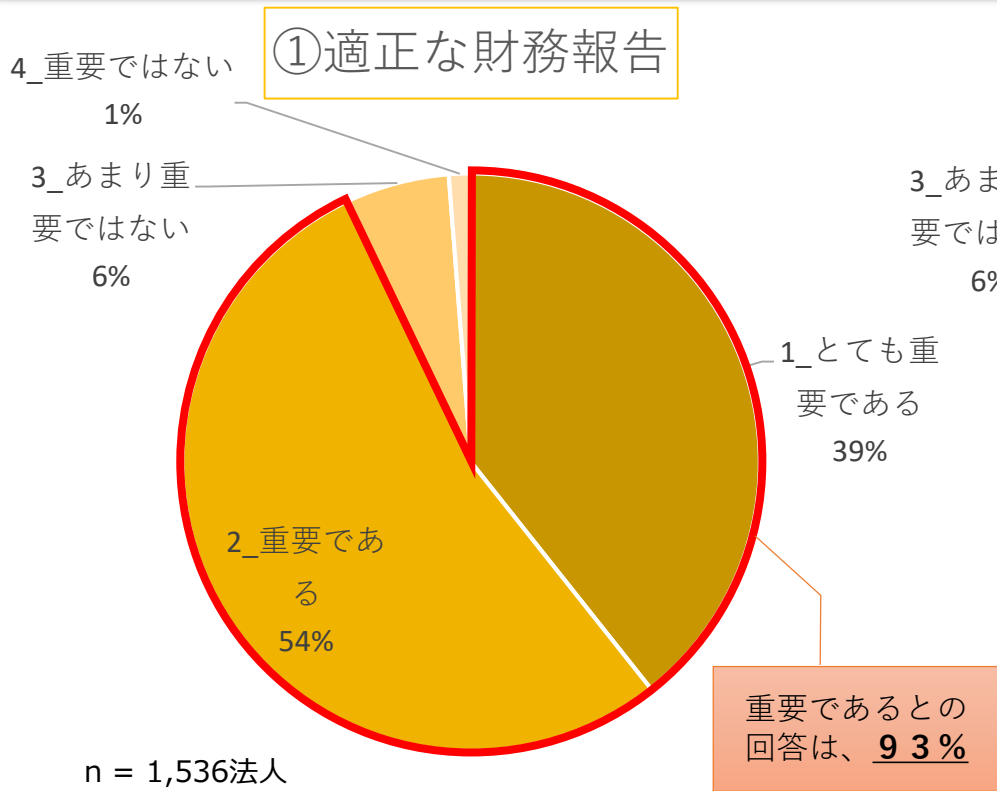
第1次調査において、約8割～9割の法人が会計監査の実施で効果があると回答した①ガバナンス機能の強化、②法人構成員のコンプライアンス意識の向上、③適切な会計処理と適正な計算書類の作成、について課題の重要度を聞いたところ、第2次調査においても8割を超える法人が（重要な）課題であると認識していました。



# 課題と会計監査の効果について 2/2

## ◆ 会計処理の誤りに関する課題について

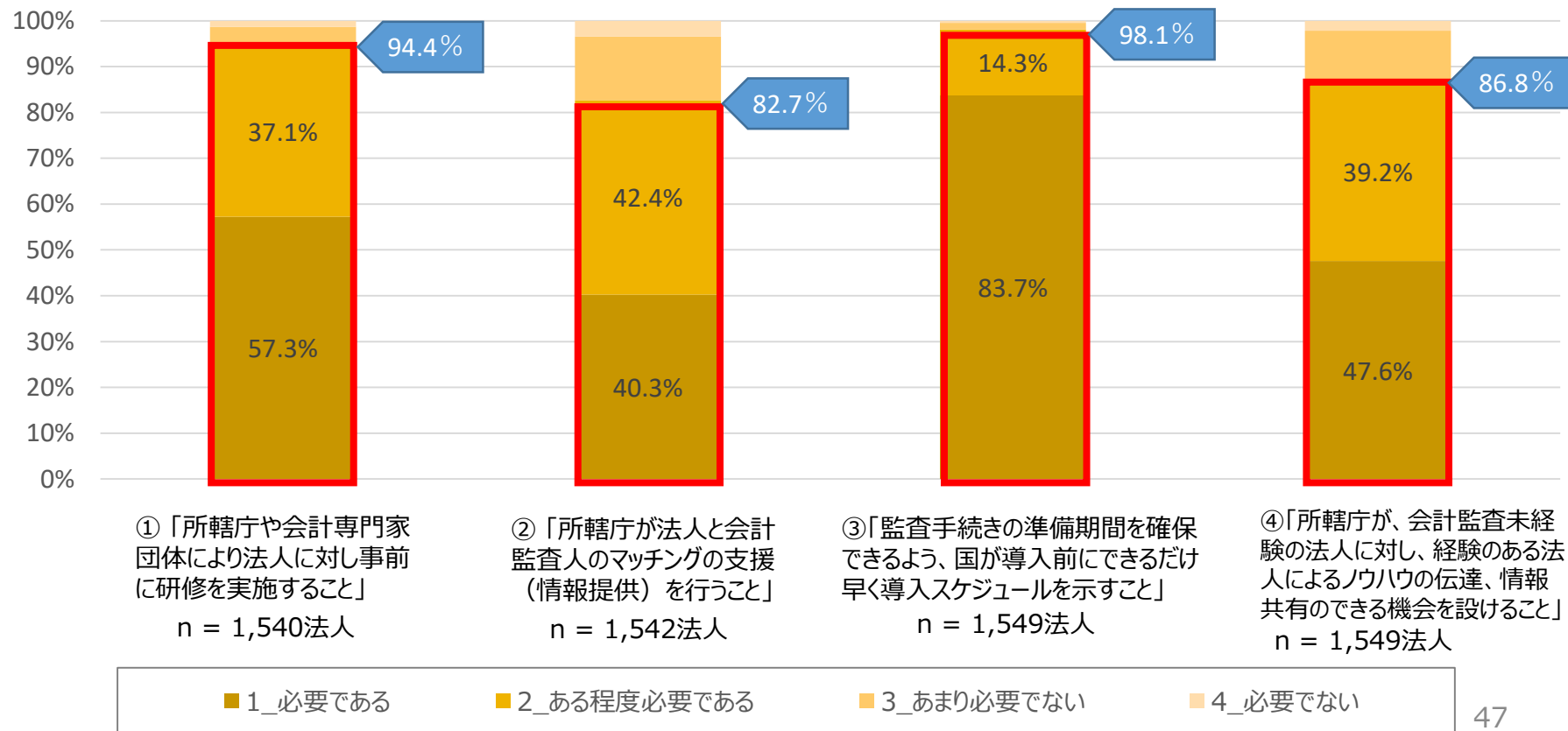
第1次アンケートにより、多数の法人において会計監査により会計処理の誤りが発見されていることが判明しました。そこで、①「国民への適正な財務報告と信頼性の向上」、②「財務会計に係る業務処理の整備・運用状況の改善」の重要性を聞いたところ、90%を超える法人が重要と回答しています。



# 会計監査の負担軽減策 1/2

## ◆ 事務負担の軽減策の要望割合について

会計監査における事務負担の軽減策として考えられる4つの項目については、8割以上が「（ある程度）必要である」と回答しています。中でも「③の早く導入スケジュールを示すこと」については、98.1%と、特に高くなっています。



## 会計監査の負担軽減策 2/2

### ◆ 会計監査の負担軽減策について次のような趣旨の意見がありました

- ・ 会計監査未経験の法人を対象とした研修会を実施して欲しい。具体的にどのような事務負担が発生するのか事前に知りたい。
- ・ 監査実施法人の情報を聞くと、会計監査人の理解不足を非常に感じる。理解促進の研修を行政として行って欲しい。
- ・ 十分な準備期間の確保、マッチング支援をお願いしたい。
- ・ 期首残高も監査対象になるので、適用年度の前年度はじめに告知して欲しい。
- ・ 監査対応する事務職員が（質、量ともに）いない。事務処理を適正に行うためにも法人の規模に応じた事務員の配置を必須にして欲しい。会計監査の対象となっている一般の企業等でどの程度事務員を配置しているのか示して欲しい。
- ・ 市の法人指導監査や県の事務局監査等を含めて、年中何らかの監査等に対応しなければならないため、整理をして欲しい。
- ・ 上場企業と同じ監査は、経済的・事務的な負担が大きく、国民の負担になる。簡易な方法を希望する。
- ・ 指定管理制度による事業や受託事業等を除くとかなり規模が小さくなる場合、当該制度の監査もあるため、監査報酬や事務の負担が重くなる。
- ・ 一般の方が見てもわかりやすい帳票や決算書となるようにすべき。

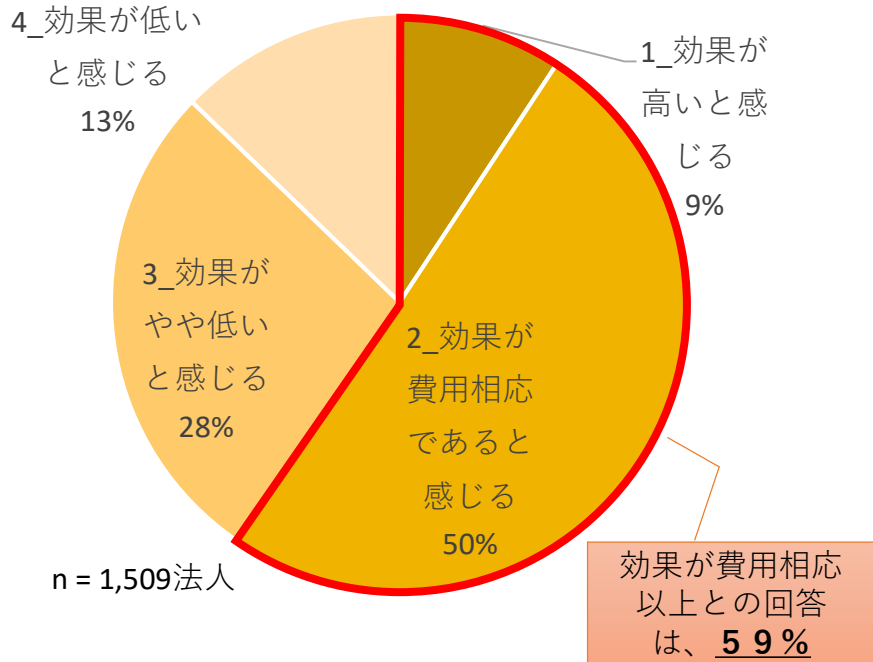


# 会計監査の費用対効果について 1/5

## ◆ 会計監査の費用対効果の全体の評価

会計監査の効果、負担や監査報酬等を踏まえて、会計監査人を導入することの費用対効果について質問したところ、60%弱の法人が費用相応以上と感じると回答しています。

会計監査の費用対効果



◆ やや低い、低い、と回答した法人の自由記載には、次のような趣旨の意見がありました

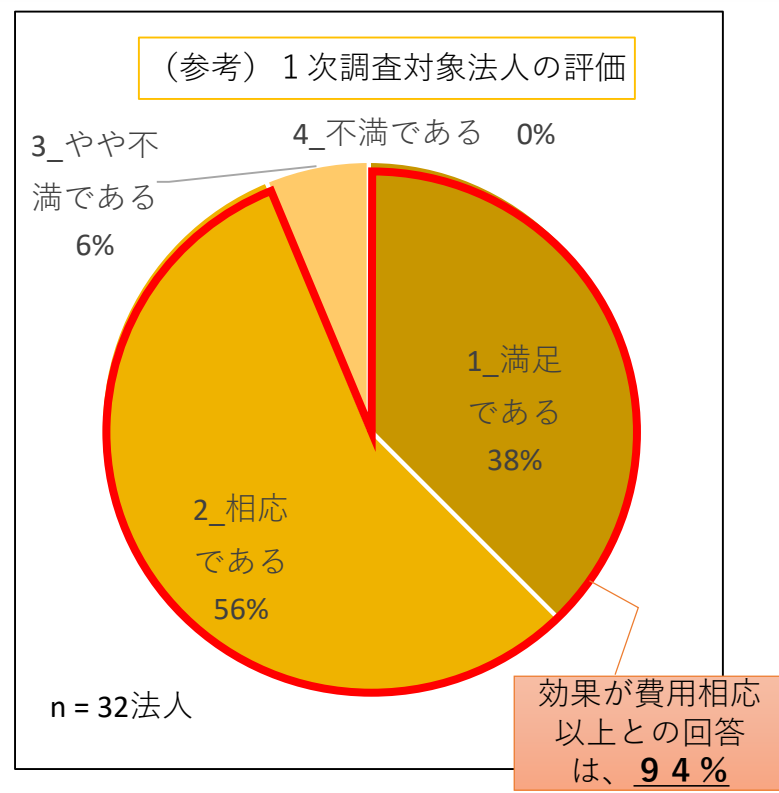
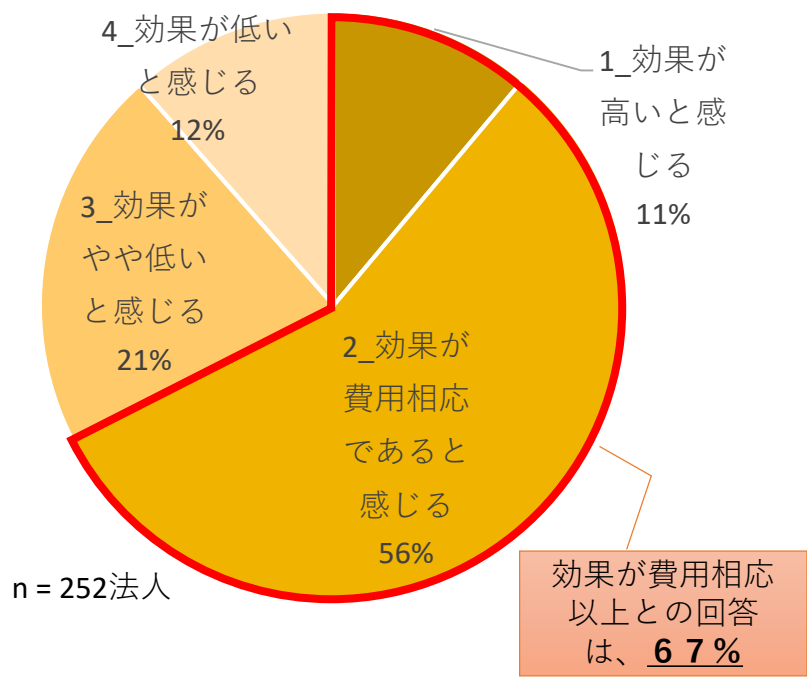
- わからないため暫定的に選択
- 効果はあると思う（低いとは思わない）が、費用が高額、事務負担が重い
- 法人規模や財政状態を考慮すると負担が重すぎる
- 会計専門家の指導を受けているので財務報告に問題はない、重複感がある
- 事業や従業員の処遇改善に使いたい
- 会計処理の誤りは存在しないと自負している。

# 会計監査の費用対効果について 2/5

## ◆ 収益20億円超の法人

会計監査に対する費用対効果の評価を見ると、収益20億円超の法人では全体の67%において「効果が高い」「効果が費用相応である」と回答しています。  
また、1次調査の回答で、任意で会計監査を実施している収益20億円超の法人（32法人）では、94%が費用対効果において「満足」「相応」と回答しています。

収益20億円超又は負債40億円超



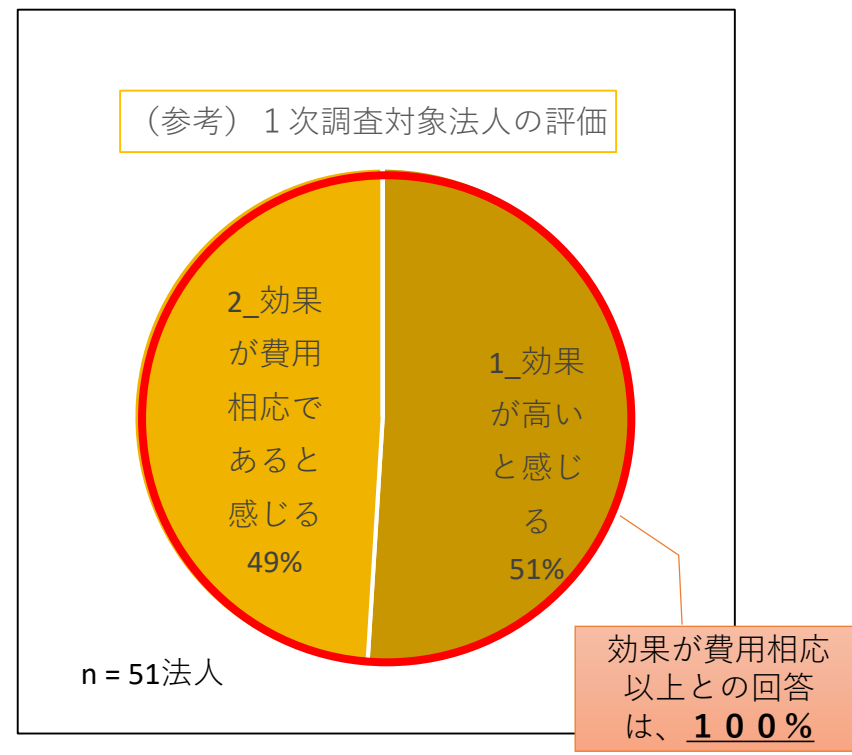
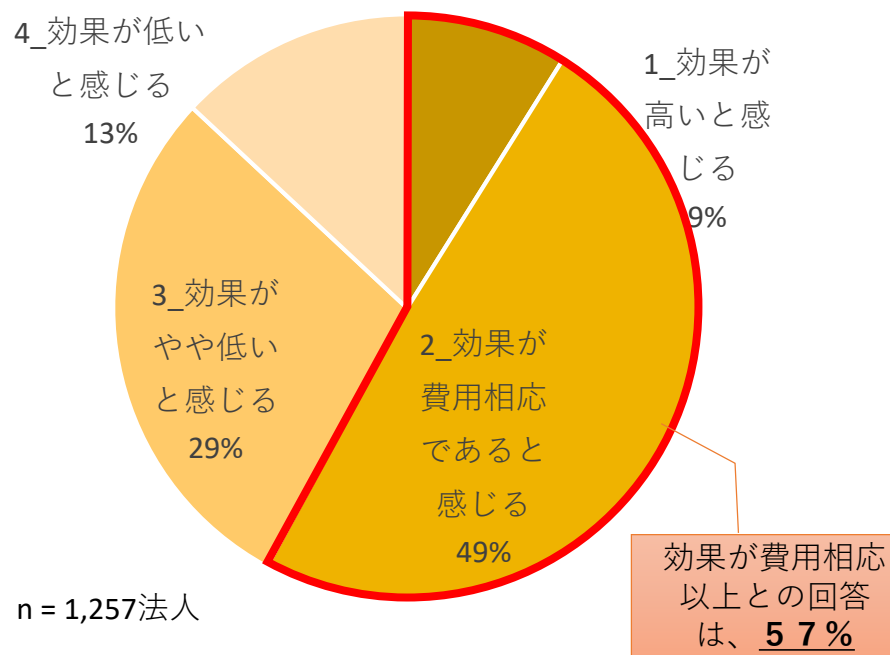
# 会計監査の費用対効果について 3/5

## ◆ 収益10億円超の法人

収益10億円超又は負債20億円超の法人でも過半数の57%の法人において「効果が高い」「効果が費用相応である」と回答しています。

また、1次調査の回答で、任意で会計監査を実施している収益10億円超の法人（51法人）では、全ての法人が費用対効果において「満足」「相応」と回答しています。

収益10億円超又は負債20億円超

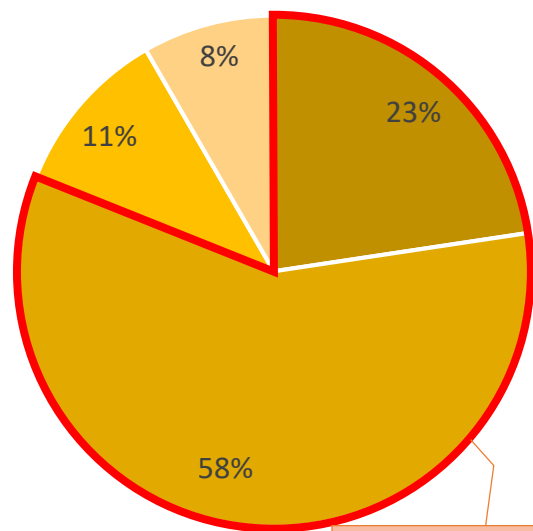


# 会計監査の費用対効果について 4/5

## ◆ 費用対効果の評価が高い法人の傾向

平成30年から会計監査を実施している法人、平成31年度から会計監査を実施する予定の法人や予備調査を受けた又は準備を進めている法人も、費用対効果の評価が高い結果になりました。

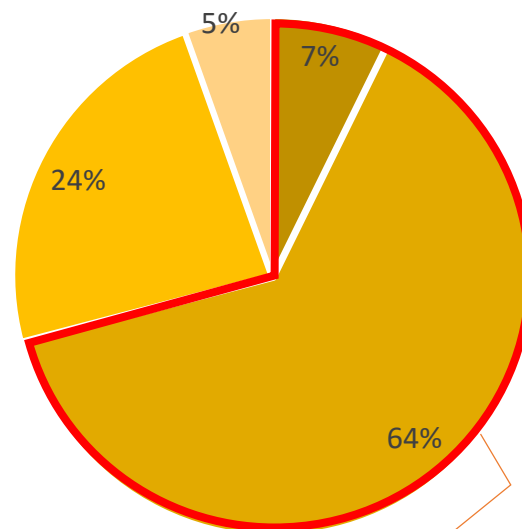
平成30年会計監査実施法人



n = 84法人

効果が費用相応以上の回答は、**81%**

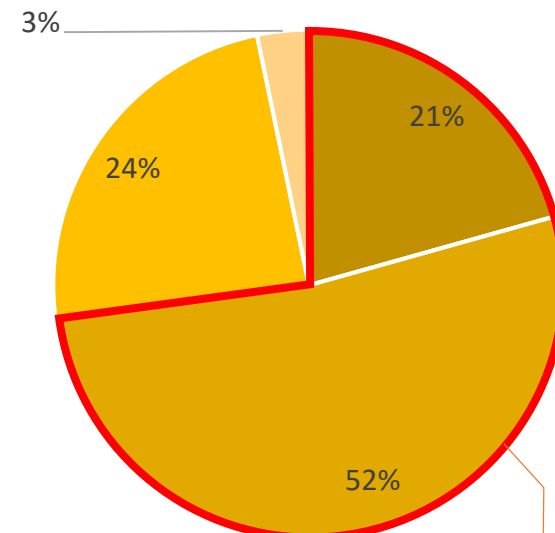
平成31年度会計監査実施予定



n = 55法人

効果が費用相応以上の回答は、**70%**

予備調査を受けたor準備中



n = 92法人

効果が費用相応以上の回答は、**72%**

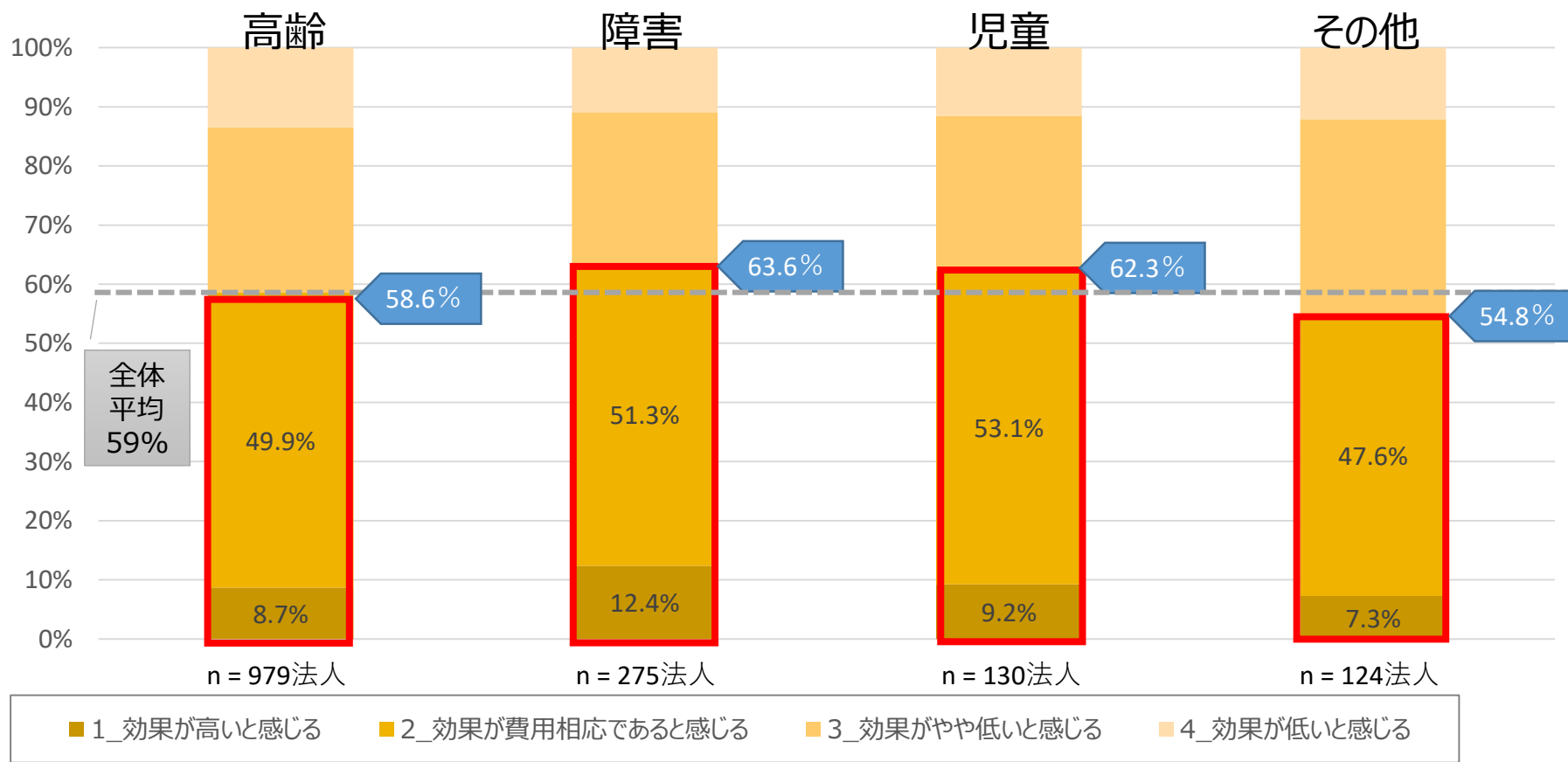
- 1\_効果が高いと感じる
- 3\_効果がやや低いと感じる

- 2\_効果が費用相応であると感じる
- 4\_効果が低いと感じる

# 会計監査の費用対効果について 5/5

## ◆ 事業別の比較

事業別※に費用対効果を比較すると、その他の分野からの評価が若干低いものの、あまり差がありませんでした。



※ 事業収益で判定している

## 自由記入欄（会計監査） 1/3

◆ 会計監査に関する疑問、課題、希望について次のような趣旨の意見がありました

- ・ 未実施の為、効果については不明であるが、効果を高めるためには会計監査人任せではなく、当法人がどのように活用するかが問題となる。導入時に内部での十分な検討と監査人との話し合いが必要である。
- ・ 法定基準より前倒しで、平成29年度予備調査、平成30年度から会計監査人設置しているが、監査費用、事務負担はかなり大きい。しかし、一方で、法人の改革、事務ルールの見直し、統一等のためにすべての事業所を動かすには会計監査は有効だと感じている。
- ・ 理事長は「義務」とならない限り実施を考えないため、開かれた社会福祉法人となるべく「会計監査」は非常に重要なものとする。当初計画のとおりで実施法人の拡大が進んでもらえればと思う。
- ・ 会計監査の実施は適切な会計処理、ガバナンス強化などたいへん有効であることは認めるが、自主財源から数百万円の負担は現状では不可能である。
- ・ 10億以上の法人とする根拠が納得できない。10億以上の法人であれば、法人本部を置くところも多いはずであり、一定程度のガバナンスの確保が図られている。問題は、小規模法人なのではないか。常勤職員1名分の費用を投じてまで実施することに意義を見いだせない。
- ・ 事務量、費用などを考えると、会計監査の導入はかなりの負担が生じると思われる。介護の質の向上、介護職員の処遇改善など施設運営面での負担が増加してきており、法人業務についての報酬が加味されていない現状での導入は極めて困難と思われる。
- ・ 現在の収益10億を少し上回る程度では、報酬や担当職員を配置する金額が非常に大きい。

## 自由記入欄（会計監査） 2/3

◆ 会計監査に関する疑問、課題、希望について次のような趣旨の意見がありました

- ・ 介護報酬に会計監査人に支払う金額が反映されれば、会計監査人を設置しやすい。
- ・ 会計監査人設置に対する費用補助を検討してほしい。
- ・ 収益の50%以上が委託料や補助金であり、その用途が限定されており、会計監査費用負担の捻出が難しい。
- ・ 指定管理業務のみを運営している社会福祉法人については、指定管理料に会計監査に係る費用（監査報酬及び事務負担増加に係る人件費等）が加算されるような制度作りをお願いしたい。
- ・ 導入済み法人から、業務量が増大し、担当職員の負担が増えたと聞いているため、導入後の業務量の増加を心配している。
- ・ 準備を含め100～200万で実施できるのであれば実施価値があると思う。しかし収益10～20億で本部機能が整っていない法人では、準備人員の捻出から始めるので非常に負担を感じる。
- ・ 社会福祉法人会計の適切な理解を公認会計士に促す、標準的な資料が必要であると考える。
- ・ 外部の会計専門家による指導を受けている法人に、さらに会計監査を別途受けるのは、事務負担が大きいのではないか。
- ・ 法人と会計監査人のマッチングの支援(情報提供) については、ぜひお願いしたい。
- ・ 準備や会計監査ではどのような指摘が多いのか、専門家等からの研修や情報提供を希望する。事前に改善できるところは改善しておき、会計監査人の設置を円滑に進めていきたい。

## 自由記入欄（会計監査） 3/3

◆ 会計監査に関する疑問、課題、希望について次のような趣旨の意見がありました

- ・ 市による法人指導監査、都道府県の監査委員会による監査等、頻繁に何らかの監査対応をしなければならず、事務負担が大きくなるため、何らかの整理等をお願いしたい。
- ・ 法人に適した監査人の選定や担当職員の負担軽減には、相応の準備期間が必要。今回の時期で引き下げ決定であれば、準備期間が間に合わない。また、導入に係る法的根拠がなければ、多くの法人で予備調査実施へのハードルが高まることが懸念される。
- ・ 公認会計士の話によると、一般企業で上場する場合は、上場準備期間があり、それを経て会計監査を受けるための体制も整っていくとの事であり、社福法人においても会計監査受ける場合は、同様の対応が必要なのではないか。
- ・ 平成30年11月に仙台市において公認会計士協会主催の研修を受講したが、これまでになく現場対応であり具体的な内容に感心した。平成31年4月実施までに会計監査を含む会計関連の研修を是非開催して頂きたい。
- ・ 監査導入の本来の主旨・目的を理解する一方で、費用・事務負担は決して小さくない運営課題にもなり得る。早期・且つ広範囲に導入をするためにも、何らかの「規制緩和」等をインセンティブとして、導入効果と共に成果を上げる方向になれば良いと考える。
- ・ 毎年実施する必要性を感じていない。3年に1回等にすることはできないのか。
- ・ 顧問税理士や会計に詳しい監事監査での対応で充分と考えている。
- ・ 職員の処遇改善に回した方が国民の理解が得られるのではないか。



## 自由記入欄（その他会計監査） 1/2

### ◆ その他会計監査について、次のような趣旨のご意見がありました

- ・ 予備調査は平成28年7月に受け、予備調査報告書を同年9月に受け取った。法人の担当のみでは予備調査で指摘を受けた改善事項について思うように改善が進まなかったため、平成29年6月からアドバイザー契約を締結し、2か月に1回程度、指摘事項の改善のためのプロジェクト会議を開催し改善状況の確認とアドバイスを受け、少しずつではあるが、規程の整備、業務手順の見直しを行っている。
- ・ 監査法人による予備調査を受け、多くの改善アドバイスをいただいたものの指摘事項の整備に着手できないのが現状。費用もさながら、専門的有識者の存在も無く、また、マンパワーが捻出できないことも現実であり、大きな課題となっている。
- ・ 新しい会計基準に企業会計と官公庁の予算管理の考え方の両方を取り入れられているため、経理の負担が増大している。特に予算より支出が多い場合は、流用や充当の考えが盛り込まれ、拠点区分やサービス区分を求められている会計で振り分ける科目数が多い。企業会計のように予算より支出が上回った場合でも、差額での管理とし、予算対比については法人の判断に任せてほしい。
- ・ アンケートの結果にある大規模法人では、その収入規模や人員体制に見合った監査報酬と思われるが、それ以下の中小法人にとっては、収入の規模が小さくても、ある一定の監査報酬の最低価格（下方硬直性）があることを考慮すれば、大規模法人に比べ監査報酬の負担感は重いと言わざるを得ない。
- ・ 監査に係る費用で介護職員が1名は雇用出来る費用。働き方改革の推進もあり、まずは介護職員の処遇改善、ならびに有給取得に向けて職員配置を手厚くする必要があり、投資先の優先度決めが課題となる。

## 自由記入欄（その他会計監査） 2/2

◆ その他会計監査について、次のような趣旨のご意見がありました

- ・ 県内に事務所を置く会計事務所（日本公認会計士協会 社会保障部会に登録）16事業所に提案書を送ったが、参加は3事業所のみであった。対応できる会計士の絶対数が足りないのではないか。
- ・ 行政側が、法人と監査法人のマッチングや紹介をすることは好ましくないと感じる。行政と監査法人の癒着の原因となりかねない。
- ・ 「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」の位置付けがいまひとつはつきりしない。
- ・ 現在会計事務所に会計顧問、記帳指導、財務諸表等の調整等を行ってもらっている。会計監査の場合は、これらの業務は行ってもらえないため、会計事務所との契約を破棄に会計監査のみにはできない。二重の負担を避けたい。
- ・ 独立した監査であるとはいえ、会計監査人監査（企業会計的指向）と所轄庁指導監査の間に相違があると困る場合も想定される。所轄庁から公認会計士等に対する情報提供（社会福祉法人のルールの周知）も必要であり、社会福祉法人会計基準に関するチェックポイントのような、会計監査人監査に対する指針等を示して頂けると有り難い。
- ・ 老人福祉法や介護保険法など様々な法によって、監査方法などがあり、事務方の負担がとても大きい。例えば、提出書類の内容を統一し、ペーパーレスで書類の提出が出来るように頂きたい。

## 自由記入欄（制度改革） 1/3

### ◆ 法人制度改革全般、その他について次のような趣旨のご意見がありました

- ・ 税制上優遇を受ける社会福祉法人の経営状況を明確化することは必要と考える。
- ・ 法人改革自体の意義はとてもよく理解でき、必要な内容であったと考える。改革初期は少し混乱したが、一連の業務の流れに載せてしまえばそんなに問題はないと考える。次回の役員、評議員等の改正のときに混乱をきたさない様に乗り切ったら安心出来ると思う。
- ・ これまでの社会福祉法人の実績より、内部留保ばかりというイメージをつくれ、みずからを反省するとともに残念である。社会福祉法人は目の前の福祉を必要としている方への支援や介護が主な実績で、経営力や広報・情報発信力が弱く、改善するといった意識も希薄な体質だった。こうした点を改善し、社会により必要とされる新たな社福モデルを早急に構築しなければならないと痛感している。
- ・ 通知等が遅い為、現場での対応に苦慮している。
- ・ 評議員は、法人の運営についての情報に触れる機会が非常に少ない状況にあると思う。そういった中で評議員の存在意義について疑問を呈する評議員もいる。
- ・ 評議員会の開催日程に制限が多くなり、段取りに関して事務局の手間が掛かるようになり、非常に神経を使う。
- ・ 理事・監事の役割・責任が明確になったことは良かったと思うが、逆に重責と思われることによって理事の選任が困難となっている。特に、理事長については福祉への深い理解や想いを持っていても何かのインセンティブがないと、就任してもらえなくなる。

## 自由記入欄（制度改革） 2/3

### ◆ 法人制度改革全般、その他について次のような趣旨のご意見がありました

- ・ 事務担当者は、情報公開のデータ作成や介護報酬加算の根拠資料（処遇改善加算・サービス提供体制加算など）を毎月チェックする必要に加えて、内部統制が始まることで、さらに業務量が増加するが、経営を考慮すると事務方職員の増員は難しい。  
もう少し事務方の業務負担を考慮した報酬算定の仕組み等について検討していただきたい。
- ・ 法人規模が小さい程、事務体制が確立されていないので、事務負担が増える。（すべての事務処理を数名の事務職員が請求・会計・人事・庶務・一部利用者対応等行っている。） 老人・保育・障がい事業での運営面での制度上の統一等が必要。
- ・ 過大な剰余金が出るということは、福祉に熱心に向き合ってきたことの現れであると思う。
- ・ 本来社会福祉法人は従前より行政施策を補完する形で社会貢献を行ってきた長い歴史がある。介護保険法施行とその改定の歴史の中においても、特に地域包括支援センターの取り組みは、本来行政責任の下で行う虐待などから高齢者の人権と命をまもる重要な業務であると考え。社会福祉法人が代行するには人的にも財政的にも非常に負担が大きいのが現状である。一定程度の人員費補助はあるが、行政からの財政支援が今以上に必要であり、高齢者の引きこもりの解消や介護予防のための取り組み等に社会福祉法人の剰余金を財源に充当すべきとの現行取り扱いには大きな疑問を感じる。剰余金は施設整備、保守、建て替えなどのために重要な財源であり、社会福祉法人の健全経営に欠かせない財源であることを強調したい。
- ・ 法人制度改革によつての効果は（職員としては）実感していない。独裁体制が継続される組織の在り方については何らかの制度改革が必要ではないか。

## 自由記入欄（制度改革） 3/3

### ◆ 法人制度改革全般、その他について次のような趣旨のご意見がありました

- ・ 現況報告書の提出期限について、もう少し猶予があると助かる。現況報告書の様式が非常に使いづらく、決算書の訂正が迂闊にできない、訂正をする際は最初からやり直しが必要になる等といった部分の改善を希望する。
- ・ 「財務諸表等電子開示システム」に登録しているにも関わらず、区市等各種公的な申請（変更届、補助金等）に決算書、役員の添付を求められる。電子開示システムで十分確認出来るため、添付の省力にご配慮頂きたい。
- ・ 電子開示システム等で会計の信頼性が疑問視される計算書類が一部公表されているようだが、会計監査人の導入の如何を問わず、適切な財務情報の開示のためにも、多くの法人の会計担当者が、体系的な会計研修などを受けられるような機会や制度が公的にもっと充実する必要があると思う。また、難しいとは思いますが、福祉医療機構や全国社会福祉協議会など関係機関に、社会福祉法人会計の処理を相談できる社会福祉法人会計サポートセンターのような機関・窓口が創設されると、適切な会計処理ができる法人が多くなると思う。
- ・ 法人の役員・評議員について、高齢化が進み、地域等から候補者を選ぶことが段々難しくなってきた。会計監査人を設置する法人は、財務管理は会計監査人が全面的に行い、監事の要件としては社会福祉事業について識見を有する者に特化した方が良いと考える。
- ・ 指導監査ガイドラインを活用している。
- ・ 社会福祉法人制度改革の効果は薄い。何をしたいのかが見えない改革に多大な量力を払わされている。社会保障審議会福祉部会は「福祉は清貧であれ」と言うが、時代と逆行している。